

通達甲（交．免本．管1）第5号

平成29年6月1日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

運転免許事務処理要綱の制定について

このたび、別添のとおり、運転免許事務処理要綱を制定し、平成29年6月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、運転免許事務処理要綱の全部改正について（昭和59年8月20日通達甲（交．免本．管）第17号）は、廃止する。

別添

運転免許事務処理要綱

第1章 総則

第1 目的及び準拠

- 1 この要綱は、運転免許（以下「免許」という。）に関する事務手続について必要な事項を定め、その事務の迅速、適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。
- 2 運転免許事務（以下「免許事務」という。）の処理については、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習等規則」という。）、東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）、東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規程（昭和31年10月25日東京都公安委員会規程第4号）、東京都公安委員会の権限に属する事務の部長等の事務処理に関する規程（昭和31年10月25日訓令甲第19号）等（以下「法令等」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

第2 用語の意義

この要綱における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 「試験」とは、運転免許試験をいう。
- (2) 「再試験」とは、法第100条の2第1項に規定する免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有するかどうかを確認するための試験をいう。
- (3) 「質問票」とは、施行規則別記様式第12の2に規定する質問票又は規則別記様式第16の6の裏面若しくは別記様式第16の6の2の裏面に規定する質問票をいう。
- (4) 「優良運転者」とは、法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する者をいう。
- (5) 「一般運転者」とは、法第92条の2第1項の表の備考一の3に規定する者をいう。
- (6) 「違反運転者等」とは、法第92条の2第1項の表の備考一の4に規定する者をいう。
- (7) 「処分手配登録」とは、違反処分、事故処分又は違反外処分が未執行となっている所在不明者について、所在発見のために行う登録をいう。
- (8) 「その他手配登録」とは、原則として、免許のデータの登録をしている者について、処分手配登録及び盗品等免許証手配登録（盗品等に係る免許証の発見のために行う登録をいう。）以外の事由で、その者の所在発見のために行う登録をいう。
- (9) 「行政処分対象者」とは、次に掲げる者をいう。

- ア 免許に関する行政処分（免許の拒否、保留、取消し及び効力の停止をいう。以下同じ。）
を受ける点数に達した者
- イ 免許に関する行政処分を受ける対象に該当している旨を通報（回答）された者
- ウ 処分手配登録された者並びに再試験に不合格した者及び受験しなかった者
- (10) 「免許台帳」とは、試験を合格した者に係る別記様式第1の「運転免許申請書（新規）」、別記様式第2の「運転免許申請書（併記）」、別記様式第3の「運転免許申請書（外切）」、規則別記様式第16の6の「運転免許証更新・講習受講申請書」及び別記様式第22の「運転免許証再交付申請書」に免許の基礎事項を記載したものをいう。
- (11) 「免許台帳ファイリングシステム」とは、免許台帳の画像データ及び運転免許証（以下「免許証」という。）の記載事項を記録したシステムをいう。
- (12) 「学科試験」とは、施行規則第25条の試験をいう。
- (13) 「技能試験」とは、施行規則第24条の試験をいう。
- (14) 「知識確認」とは、令第34条の4第1項に規定する自動車等の運転について必要な知識に関する質問をすることをいう。
- (15) 「技能確認」とは、令第34条の4第1項に規定する自動車等の運転に関する実技をさせることをいう。
- (16) 「特定失効者」とは、法第97条の2第1項第3号に規定する者をいう。
- (17) 「特定取消処分者」とは、法第97条の2第1項第5号に規定する者をいう。
- (18) 「指定教習所」とは、法第99条第1項の規定により、指定を受けた自動車教習所をいう。
- (19) 「届出教習所」とは、法第98条第2項の規定により、届出をした自動車教習所をいう。
- (20) 「臨時適性検査」とは、法第102条第1項から第5項まで及び法第107条の4第1項に規定する検査をいう。
- (21) 「認知機能検査」とは、法第97条の2第1項第3号イに規定する検査をいう。
- (22) 「取得時講習」とは、法第90条の2第1項の規定に基づき、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、原動機付自転車免許（以下「原付免許」という。）、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を取得する者に対して行う講習をいう。
- (23) 「受験の停止」とは、法第97条の3第3項の規定により、試験の受験を受けることができない処分をいう。
- (24) 「免許無効の告知」とは、試験に合格した者が、法第88条に規定する免許の欠格事項

に該当する者であった場合、その者に対し、当該免許が無効である旨を告知することをいう。

- (25) 「併記免許証」とは、免許（仮運転免許を除く。）を有する者が、現に受けている免許とは他の種類の試験に合格し、異なる種類の免許が併記された免許証をいう。
- (26) 「更新期間」とは、法第101条第1項に規定する免許証の有効期間の更新（以下「更新」という。）ができる期間をいう。
- (27) 「更新時講習」とは、免許証の更新を受ける者又は法第97条の2第1項第3号及び第5号の適用を受け、免許を取得する者に対して、優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じて行う講習をいう。
- (28) 「さん孔」とは、免許証の更新の申請者及び法第97条の2第1項第3号から第5号までの規定の適用を受け免許を取得した者から提出された免許証に、偽造、変造その他の不正使用の防止のため、免許証に穴を空けることをいう。
- (29) 「身体障害者」とは、身体に障害があるため、運転できる自動車等の種類の限定又は義手、義足、手装具若しくは足装具の使用を免許の条件として付された者をいう。
- (30) 「経由申請」とは、法第101条の2の2第1項の規定により、一定の優良運転者が、その者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を経由して、免許証の更新に係る申請をすることをいう。
- (31) 「警察署等」とは、警察署、交通執行課、交通捜査課、駐車対策課、運転免許試験場、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び自動車警ら隊をいう。
- (32) 「警察署長等」とは、警察署等の長をいう。
- (33) 「国外運転免許証」とは、法第107条の7に規定する免許証をいう。
- (34) 「ミニカー」とは、総排気量0.020リットルを超え0.050リットル以下又は定格出力0.25キロワットを超え0.60キロワット以下の原動機を有する三輪以上のもので、車室（側面が構造上解放されているものを除く。）のあるもの又は輪間距離50センチメートルを超えるものをいう。

第3 免許行政の一元的運営及び関係所属の相互連携

- 1 運転免許本部長（以下「免許本部長」という。）は、警視庁における運転免許行政の総合的、一元的運営及び関係機関との連絡調整に努めるとともに、運転免許関係資料の管理及び運転者管理事務を統括するものとする。
- 2 免許本部長は、法令等及びこの要綱を実施するため、必要に応じて免許事務の細部事項を定めるものとする。

- 3 運転免許試験場長（以下「試験場長」という。）、島部警察署長（以下「島部署長」という。）及び警視總監から更新に係る事務の取扱いを指定された警察署長（以下「指定署長」という。）は、法令等及びこの要綱により免許事務を推進するものとする。
- 4 免許本部長、試験場長、島部署長及び指定署長は、免許業務の運用に関し相互に緊密な連携を保たなければならない。

第2章 試験

第1節 試験問題等の作成等

第4 試験問題等の作成

- 1 免許本部長は、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）の内容の範囲内から学科試験及び知識確認の問題（以下「試験問題等」という。）を作成するものとする。
- 2 試験問題等は、施行規則、警察庁交通局長通達又は警察庁交通局運転免許課長通達に基づき作成するものとし、必要に応じてその内容を改定するものとする。
- 3 試験問題等の改定に当たっては、常に法令の改廃及び交通事故の発生状況、道路交通事情の変化等に対応するとともに、試験の合格率及び正解率を調査し、その実態に応じて問題の組替えを行うものとする。

第5 試験問題等の保守管理

- 1 免許本部長は、運転免許本部免許管理課長を試験問題等の保守管理責任者に指定し、次に掲げる事項を処理させるとともに、常にその出納状況を明らかにして管理の適正を期するものとする。
 - (1) 新たに作成し、又は改定し、若しくは組替えをした試験問題等は、速やかに試験場長及び島部署長（島部署長は、原付免許の学科試験の問題に限る。）に送付し、既存の試験問題等を回収すること。
 - (2) 汚損し、又は破損した試験問題は、速やかに回収すること。
- 2 府中運転免許試験場長（以下「府中試験場長」という。）及び江東運転免許試験場長（以下「江東試験場長」という。）は学科試験課長を、鯉洲運転免許試験場長（以下「鯉洲試験場長」という。）は試験課長を、島部署長は次長を試験問題等の取扱責任者に指定し、その取扱いの適正を図るものとする。

第6 学科試験問題の指定

試験場長及び島部署長は、学科試験を実施する直前に、その使用する学科試験の問題を指定するものとする。

第2節 受験申請等

第7 受験申請の受理

- 1 試験場長及び島部署長は、免許（島部署長は、規則第19条第2項に規定する免許に限る。）を受けようとする者が試験に係る受験の申請をする場合は、次に掲げる書類を提出させ、受理するものとする。
 - (1) 免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）を受けていない者が受験の申請をする場合は、運転免許申請書（新規）及び質問票
 - (2) 免許（仮免許を除く。）を有する者が、現に受けている免許とは他の種類の受験の申請をする場合は、運転免許申請書（併記）及び質問票
 - (3) 法第97条の2第2項の規定による確認を受け、試験の一部免除を受けようとする者が受験の申請をする場合は、運転免許申請書（外切）及び質問票
 - (4) 特定失効者又は特定取消処分者が受験の申請をする場合は、規則別記様式第16の6の2の「運転免許・講習受講申請書」
 - (5) 仮免許を受けようとする者が受験の申請をする場合は、別記様式第4の「仮運転免許申請書」及び質問票
- 2 試験場長及び島部署長は、前1の規定による受理に当たっては、施行規則第17条第2項及び第3項、第18条並びに第18条の2の規定により書類等を添付し、又は提示させるとともに、その記載内容、受験資格及び欠格事由について確認するものとする。この場合において、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許の受験者（令第34条の2に掲げる者を除く。）については、仮免許（大型第二種免許又は中型第二種免許の運転免許試験を受けようとする者にあつてはそれぞれ大型仮免許又は中型仮免許）を現に受けており、かつ、過去3か月以内に5日以上の上路練習をした事実を疎明する別記様式第5の「路上練習申告書」を添付させるものとする。
- 3 試験場長及び島部署長は、申請者が第12の3に規定する運転に関する身体適格について審査を受けた者で、別記様式第6の「身体適格審査書（回答）」の交付を受けたものである場合は、前記1の申請書に当該身体適格審査書（回答）を添付させるものとする。
- 4 試験場長及び島部署長は、質問票に誤記又は記載漏れがないかを申請者に確認させ、誤記があった場合は当該質問票に誤記である旨を明示した上で申請者に質問票を新たに交付し、記載を求め、記載漏れがあった場合は申請者に是正を求めるものとする。この場合において、申請者が記載漏れの是正に応じないときは、手続を打ち切るものとする。
- 5 試験場長は、前記1の規定により申請を受理した場合は、試験の日時及び場所を指定する

ものとする。

- 6 島部署長は、前記1の規定により申請を受理した場合は、指定教習所が発行する卒業証明書を有する者が指定教習所の所在地を管轄する警察署において受験する学科試験（以下「卒業者の学科試験」という。）の日を毎月適宜の日に指定するものとする。ただし、原付免許又は小型特殊自動車免許の試験の日は、免許の申請状況を勘案し、当該島部署長が指定するものとする。

第8 審査申請の受理

- 1 試験場長及び島部署長は、法第91条の規定により免許に条件を付されている者が、施行規則第18条の5の規定による審査（以下「限定解除審査」という。）の申請をする場合は、別記様式第7の「限定解除審査申請書」を提出させるとともに、当該申請者に現に受けている免許に係る免許証を提示させ、受理するものとする。
- 2 試験場長は、前1の規定により申請を受理した場合は、限定解除審査の日時及び場所を指定するものとする。

第9 確認申請の受理

- 1 試験場長は、外国等の行政庁等の免許を有する者が、法第97条の2第2項の規定による確認（以下「外切確認」という。）の申請をする場合は、運転免許申請書（外切）及び質問票を提出させ、受理するものとする。
- 2 試験場長は、前1の質問票に誤記又は記載漏れがないかを申請者に確認させ、誤記があった場合は当該質問票に誤記である旨を明示した上で当該申請者に質問票を新たに交付し、記載を求め、記載漏れがあった場合は申請者に是正を求めるものとする。この場合において、申請者が記載漏れの是正に応じないときは、手続を打ち切るものとする。
- 3 試験場長は、前記1の規定により申請を受理した場合は、外切確認の日時及び場所を指定するものとする。

第10 技能検査申請の受理

- 1 試験場長は、法第89条第3項の規定による検査（以下「技能検査」という。）を受けようとする者が技能検査の申請をする場合は、施行規則別記様式第13の「技能検査申請書」を提出させ、受理するものとする。
- 2 試験場長は、前1に規定する申請者が現に免許を受けている者である場合は、当該免許に係る免許証を確認するものとする。
- 3 試験場長は、前記1の規定により申請を受理したときは、技能検査の日時及び場所を指定するものとする。

第11 緊急自動車の運転資格審査の受理

- 1 試験場長は、施行規則第15条の2の規定による緊急自動車の運転資格の審査（以下「緊急審査」という。）を受けようとする者の使用者が、緊急審査の申請をする場合は、別記様式第8の「緊急自動車運転資格審査申請書」を提出させ、受理するものとする。
- 2 試験場長は、前1の規定により受理したときは、緊急審査の日時及び場所を指定するものとする。

第12 運転適性相談及び身体適格審査

- 1 試験場長及び島部署長は、受験又は更新の申請の受理に際し、申請者が臨時適性検査の対象者である疑いがあるとき又は申請者からの申出があったときは、臨時適性検査事務処理要綱（平成6年4月28日通達甲（交. 免本. 安）第11号）第4の1に規定する「運転適性相談」を行うものとする。
- 2 前1の規定は、指定署長が免許証の更新の申請の受理に際し、申請者が臨時適性検査の対象者である疑いがあるときに行う運転適性相談について準用する。
- 3 試験場長は、自動車教習所に入所しようとする者が、運転に関する身体適格についての審査（以下「身体適格審査」という。）の申請をする場合は、別記様式第9の「身体適格審査申請書」を提出させ、受理するものとする。
- 4 試験場長は、前3により受理し、身体適格審査を行ったときは、身体適格審査書（回答）を申請者に交付するものとする。この場合において、当該申請者が試験の受験の申請をする際に、当該身体適格審査書（回答）を前記第7の1に規定する申請書に添付するよう申請者に教示するものとする。

第3節 適性試験

第13 適性試験の実施

- 1 試験場長及び島部署長は、自動車等の運転に必要な適性についての試験（以下「適性試験」という。）を行う場合は、受験者が申請者本人であるかを確認した後、施行規則第23条に規定する基準により実施し、その可否を判定するものとする。
- 2 試験場長及び島部署長は、適性試験の結果又は適性試験の申請者からの申出により、身体の障害のため安全な運転に必要な認知又は操作に係る能力に欠くことが判明した者の措置については、別に定めるところによる。
- 3 試験場長及び島部署長は、複数の免許を有する者が、特定失効者又は特定取消処分者となり、試験の一部免除の適用を受ける場合において、適性試験の結果が合格基準に適合しない免許があるときであって、新たな免許に係る免許証の交付後も試験免除期間中であるときは、

当該合格基準に適合しない免許について再申請をすることができる旨を説明するものとする。

第4節 学科試験等

第14 学科試験の実施

- 1 試験場長及び島部署長は、学科試験を行うに当たり、答案用紙に受験番号、氏名、生年月日、性別、試験問題用紙番号等の必要事項のほか、裏面の調査事項について受験者に該当の有無を確実に記入させた上、次に掲げる事項を確認するものとする。
 - (1) 学科試験の受験者が申請者と同一人であること。
 - (2) 学科試験の受験者が欠格事由に該当しない者であること。
- 2 試験場長及び島部署長は、学科試験中は2名以上の職員を試験官として立ち合わせ、不正受験の防止に努めるものとする。

第15 採点及び合格者発表

- 1 試験場長及び島部署長は、学科試験の答案の採点を迅速かつ正確に行い、その結果が判明したときは、速やかに受験者に発表するものとする。
- 2 試験場長（江東試験場長を除く。）は、技能試験を受験する学科試験の合格者に対して、技能試験の申請手続を行わせるとともに、技能試験の日時及び場所を指定するものとする。
- 3 試験場長及び島部署長は、技能試験の受験を要しない学科試験の合格者に対して、次に掲げる措置を執るものとする。
 - (1) 交通違反等で処分の執行が終わっていない等の理由がある者については、免許証の交付方法について説明すること。
 - (2) 原付免許の合格者に対しては、原付免許に係る取得時講習の受講手続について説明すること。
- 4 試験場長及び島部署長は、学科試験の不合格者が提出した申請書、住民票の写し、卒業証明書等の書類を当該不合格者に返還し、事後の受験手続について説明するものとする。ただし、学科試験の不合格者に係る答案用紙については、編てつして自所属において保管するものとする。

第16 島部警察署における学科試験の実施

島部署長は、島部警察署（以下「島部署」という。）において学科試験を実施する場合は、前記第14の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定教習所の所在地を管轄する島部署は、卒免者の学科試験を行う場合は、当該試験を行う10日前までに、免許の種類に応じた受験人員を免許本部長（免許管理課経由）に電

話連絡して、学科試験の問題（原付免許の学科試験問題を除く。）及び採点板の送付を受けること。

- (2) 別記様式第10の「運転免許試験受験者名簿」（以下「受験者名簿」という。）を学科試験の前日までに作成すること。
- (3) 学科試験の問題の採点が終わったときは、受験者名簿に学科試験の結果を記入するとともに、合格者の答案用紙を当該合格者の提出した申請書の末尾に編てつすることとし、不合格者の答案用紙については一括して編てつすること。
- (4) 学科試験の合格者の提出した申請書及び答案用紙は、受験者名簿を添えて速やかに府中試験場長（学科試験課経由）に送付すること。
- (5) 指定教習所の所在地を管轄する島部署は、卒免者の学科試験が終わったときは、その試験問題及び採点板を免許本部長（免許管理課経由）に返送すること。
- (6) 指定教習所の所在地を管轄する島部署において行う指定教習所の発行した技能審査合格証明書を有する者の限定解除に係る審査は、申請の都度行うこと。

第5節 技能試験等

第17 技能試験等の実施

試験場長（江東試験場長を除く。以下この節において同じ。）の行う技能試験、限定解除審査（運転技能に係るものに限る。）、技能検査及び緊急審査（以下「技能試験等」という。）の実施要領については、別に定めるところによる。

第18 合格発表等

- 1 試験場長は、技能試験等の採点の結果を速やかに受験者に発表するものとする。
- 2 試験場長は、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許の合格者（以下「大型免許等合格者」という。）に対しては、令第33条の6の規定による免除者を除き、取得時講習の手續を執らせるものとする。この場合において、前記第15の3の（1）の規定は、試験場長が行う取得時講習を終了したときの手續について準用する。
- 3 前記第15の3の（1）の規定は、試験場長が行う大型免許等合格者を除く技能試験の合格者に対する措置について準用する。
- 4 試験場長は、限定解除審査又は緊急審査の合格者に対しては、その合格に関する事項を免許証備考欄に記載するものとする。
- 5 試験場長は、技能検査の合格者に対しては、施行規則別記様式第13の2「検査合格証明書」を交付するものとする。

第6節 試験の一部免除

第19 特定失効者に対する取扱い

試験場長は、法第97条の2第1項第3号に規定する「政令で定めるやむを得ない理由」のうち、令第33条の6の2第5号に規定する「社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない用務が生じたこと」に該当するか否かの認定に当たっては、免許本部長とその都度協議するものとする。

第20 外国等の行政庁等の免許証所持者に対する取扱い

- 1 試験場長は、本邦の域外にある国又は地域（以下「外国等」という。）の行政庁又は権限のある機関の免許を有する者が、当該免許に相当する免許の受験（外国免許証切替）申請をする場合、次の表の申請区分に従った措置を執るとともに、同表の添付又は提示書類欄の書類により自動車等の運転に支障がないことを確認するものとする。

申請区分		措置	添付又は提示書類
外国等の免許を取得した後、当該外国等に通算して3か月以上滞在していた者	過去に当該申請に係る免許の種類と同じ種類の日本の免許を受けていたことのある者	1 適性試験の実施 2 技能試験及び学科試験を免除	1 外国等の行政庁等の交付に係る免許証 2 日本語による上記免許証の翻訳文 3 住民票の写し又は旅券等 4 その他必要な疎明資料
	我が国と同等の水準にあると認められる免許制度を有している外国等の免許証を有する者	同上	同上
	上記以外の者	知識確認及び技能確認の実施	同上
上記の要件を満たさない者		試験の実施	

- 2 知識確認及び技能確認の実施要領については、別に定める。
- 3 試験場長は、在日米軍の発行した運転許可証を有する在日米軍人等が試験を受ける場合は、本邦においてその身分を失う日の前おおむね1か月以内のものに限り、前記1の規定に準じ

て取り扱うものとする。この場合において、当該運転許可証、身分証明書、軍籍離脱証明書（基地司令官発行のもの）、滞在承認書（入国管理事務所発行のもの）等を提示させ、それらを確認するものとする。

第21 試験の一部合格者等に対する記録等の整理

- 1 試験場長は、学科試験に合格したが技能試験に不合格となった者又は試験に合格したが取得時講習を受講していない者から、令第34条の5第5号に規定する試験免除期間内に試験を受けるため申出があったときは、施行規則別記様式第17の2の「運転免許試験成績証明書」を交付するものとする。
- 2 試験場長は、前1に規定する学科試験の合格に関する記録の整理及び保管について、試験場長が指定する幹部に行わせ、不正受験の防止に努めるものとする。

第7節 出張試験

第22 島部出張試験審査

- 1 島部署長は、島部居住者に対して出張による試験又は限定解除審査（以下「出張試験審査」という。）を実施する必要があると認めた場合は、実施の日時及び場所並びに免許の種類ごとに当該出張試験審査を受ける人員を記載した書類を作成し、これに当該出張試験審査に使用するコースの敷地図、コースの平面図及び車両の仕様諸元を添付して免許本部長（免許管理課経由）に送付するものとする。
- 2 免許本部長は、試験場長と協議して島部における出張試験審査の計画を策定し、この要綱に基づき出張試験審査を行うものとする。

第23 その他の出張試験審査

試験場長は、前第22の規定のほか、必要がある場合には、免許本部長と協議の上、出張試験審査を行うものとする。

第8節 試験の停止等

第24 試験の停止

試験場長及び島部署長は、不正手段により試験を受け、又は受けようとした者を発見したときは、その者の試験を停止させ、当該試験に立ち会った職員に別記様式第11の「調査結果（試験停止等）報告書」を作成させるものとする。

第25 合格決定の取消し

- 1 試験場長は、不正手段による合格決定の取消対象者については、別記様式第12の「運転免許試験合格者の行政処分（合格取消し）上申書」に係る書類を添付し、東京都公安委員会（免許本部長経由）に処分の上申を行うものとする。

- 2 試験場長は、前1の上申の結果、処分が決定されたときは、規則別記様式第16の「運転免許試験合格取消通知書」を交付して処分を執行するものとする。この場合において、取消しに係る免許証が交付されていたときは、当該免許証を返還させるものとする。
- 3 島部署における前記1の上申は、島部署長から関係書類の引継ぎを受けて府中試験場長がこれを行い、前2の規定による処分の執行は、試験場長又は当該島部署長が行うものとする。

第26 受験の停止

- 1 試験場長は、前第24又は第25の規定により、試験を停止され、又は合格決定を取り消された者のうち、特に不正手段が悪質なものについては、別記様式第13の「運転免許試験受験者の行政処分（受験停止）上申書」に関係書類を添付し、東京都公安委員会（免許本部長経由）に受験停止処分の上申を行うものとする。
- 2 試験場長は、前1の上申の結果、処分が決定されたときは、被処分者に警視庁行政処分取扱規程（昭和43年5月11日東京都公安委員会規程第5号）別記様式第13の8の「運転免許試験受験停止通知書」を交付して処分を執行するものとする。
- 3 島部署における前記1の規定による上申は、島部署長から関係書類の引継ぎを受けて府中試験場長がこれを行い、前2の処分の執行は、試験場長又は当該島部署長が行うものとする。

第27 免許無効の告知

試験場長及び島部署長は、試験に合格した者が法第88条第1項若しくは第2項の免許の欠格事由に該当することを発見し、又は免許本部長から通報されたときは、その事案を確認し、別記様式第14の「運転免許無効告知書」により免許無効の告知を行うものとする。この場合において、無効の免許証が交付されていたときは、当該免許証を返還させるものとする。

第28 処分の執行後の措置

試験場長及び島部署長は、前第25から第27までの規定により処分を執行したときは、処分登録等に必要の関係書類を速やかに免許本部長（免許管理課経由）に送付するものとする。

第3章 再試験

第1節 再試験の通知

第29 再試験該当者に対する通知

免許本部長は、再試験該当者に対する通知を次により行うものとする。

- 1 法第100条の2第4項の規定に基づいて再試験の通知を行う場合は、別記様式第15の「再試験通知書」によること。
- 2 再試験該当者が住所を道府県公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、速やかにその者の住所地を管轄する道府県公安委員会に別記様式第16の「試験移送通知書」を送付す

ること。

- 3 道府県公安委員会から試験移送に係る通知を受けたときは、再試験該当者に対し前記1の再試験通知書により通知を行うこと。ただし、道府県公安委員会が既にその者に対して再試験通知を行っている場合は、この限りでない。

第2節 学科試験問題等

第30 学科再試験問題等

- 1 前記第4及び第5の規定は、免許本部長が行う学科試験の再試験（以下「学科再試験」という。）の問題の作成及び保守管理について準用する。
- 2 前記第6の規定は、試験場長及び島部署長が行う学科再試験の問題の指定について準用する。

第3節 再試験の受験申込み等

第31 再試験受験申込みの受理

- 1 試験場長は、再試験の該当者が再試験の受験を申し込む場合は、別記様式第17の「再試験受験申込書」を提出させ、受理するものとする。
- 2 試験場長は、前1の規定による受理に当たっては、再試験受験申込書に前記第29の1の再試験通知書を添付させるほか、現に受けている免許証を提示（免許の効力が停止されている者を除く。）させ、それらの記載内容を確認するものとする。
- 3 免許本部長は、再試験の通知を受けた者で、法第100条の2第5項に規定する「政令で定めるやむを得ない理由」により、指定された期限を過ぎて再試験を受験するものについては、前1及び2の規定のほか当該理由のあることを証明する書類を添付させるものとする。
- 4 試験場長は、再試験受験申込書を受理したときは、再試験の日時及び場所を指定するものとする。

第32 島部署における再試験受験申込みの受理

前第31の規定は、島部署長が行う規則第19条第2項に規定する原付免許に係る再試験の受験申込みの受理について準用する。

第4節 学科再試験

第33 学科再試験の実施

前記第14の規定は、試験場長が行う学科試験の再試験（以下「学科再試験」という。）の実施について準用する。

第34 採点及び告知

- 1 試験場長は、学科再試験の答案の採点は、迅速かつ正確に行うものとする。

- 2 試験場長は、技能試験の再試験（以下「技能再試験」という。）を要しない、原付免許に係る再試験の合格者に対しては、再試験に合格したことを告知するとともに、速やかに免許本部長（免許管理課経由）に通報するものとする。
- 3 試験場長は、学科再試験の不合格者については、速やかに免許本部長（免許管理課経由）に通報するものとする。
- 4 免許本部長は、前3の規定による通報を受けた場合、当該不合格者に対し、法第104条の2の2第1項の規定により、学科再試験に係る免許を取り消すことを告知し、免許証を返納させるものとする。ただし、併記免許証を所持する者にあつては、不合格に係る免許を削除し、免許証を作り替え、交付するものとする。この場合において、事後の受験手続等について説明するものとする。

第35 島部署における学科再試験の実施

前第33及び第34の規定は島部署長が行う原付免許に係る学科再試験を実施する場合について準用する。

第5節 技能再試験

第36 技能再試験の実施

前記第17の規定は試験場長が行う技能再試験の実施について準用する。

第37 告知等

- 1 試験場長は、技能再試験の受験者に対して、その結果を告知するとともに、免許本部長（免許管理課経由）に通報するものとする。
- 2 前記第34の4の規定は、前1の規定による通報を受けた免許本部長が行う不合格者についての措置に準用する。

第6節 出張試験

第38 島部出張再試験

島部居住者が再試験の受験を希望するときは、前記第22に規定する出張試験審査に併せて再試験を実施することができる。この場合において、前記第22の規定は、免許本部長及び島部署長が行う必要な措置について準用する。

第7節 試験の停止

第39 再試験の停止

前記第24の規定は、試験場長及び島部署長が行う再試験における試験の停止の措置について準用する。

第4章 免許証の記載事項の変更及び再交付

第1節 記載事項の変更

第40 本籍、国籍等、住所及び氏名の変更届

- 1 試験場長及び警察署長は、免許証の記載事項に変更がある者（以下「記載事項変更者」という。）が、本籍、国籍等、住所（道府県から転入した場合を除く。）及び氏名の変更について届出をしようとする場合は、別記様式第18の「運転免許証記載事項変更届」（以下「変更届」という。）により、道府県から転入したことによる住所の変更について届出をしようとする場合は、別記様式第19の「運転免許証記載事項変更届（道府県から都内へ住所変更された方用）」（以下「道府県転入届」という。）により、運転免許試験場（以下「試験場」という。）又は警察署（警察署長の指定する地区交番及び駐在所を含む。）において受理するものとする。ただし、試験場、島部署及び警視總監から免許証の更新に係る事務の取扱いを指定された警察署（以下「指定署」という。）において、当該免許証の更新手続を同時に行うときは、変更届又は道府県転入届に代えて運転免許証更新・講習受講申請書の「住所等の異動届」欄に変更の内容を記載させ、受理するものとする。
- 2 試験場長及び警察署長は、前1の規定により変更届を受理した場合（届出をしようとする者が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合に限る。）は本籍、国籍等記載の住民票の写しにより、住所の変更届を受理した場合は住民票の写しその他の住所を確かめるに足りる書類により、本籍、国籍等又は氏名の変更届を受理した場合（届出をしようとする者が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合に限る。）は旅券等により、内容を確認するものとする。
- 3 試験場長及び警察署長は、前記1のただし書に規定する場合を除き、免許証の備考欄に別表の「運転免許証備考欄記載要領」により変更事項を記載し、記載事項変更者に交付するものとする。この場合において、警察署長は、当該変更届を速やかに別記様式第20の「記載事項変更届送付書」により、免許本部長（免許管理課経由）に送付するものとする。
- 4 試験場長及び警察署長は、記載事項変更者が併記された住民票の写しの提示を受けた場合、代理人による記載事項の変更届を受理することができる。

第41 生年月日の訂正

試験場長及び島部署長は、免許証の生年月日の訂正を届け出ようとする者が、当該届出をする場合、変更届を提出させ、住民票の写しを確認の上、受理するものとする。この場合において、試験場長及び島部署長は、当該免許証を作り替え、交付するものとする。

第42 変更登録

免許本部長、試験場長及び警察署長は、前第40又は第41の規定により変更届を受理した

場合は、速やかに警視庁情報管理システム（以下「情報管理システム」という。）に当該免許の変更登録を行うものとする。

第2節 免許証の再交付

第43 免許証の再交付取扱い

- 1 試験場長及び島部署長は、免許証の再交付の申請をしようとする者が、その申請をする場合は、別記様式第21の「運転免許証再交付申請理由書」及び別記様式第22の「運転免許証再交付申請書」を提出させ、再交付に係る事実を調査及び確認の上、免許台帳ファイリングシステムとの照合を行い、受理するものとする。この場合において、島部署長が、運転免許証再交付申請書を受理した場合は、関係書類を府中試験場長（免許課経由）に送付するものとする。
- 2 試験場長は、前1の規定により運転免許証再交付申請書を受理した場合又は島部署から関係書類の送付を受けた場合は、第58から第61までの規定に準じて速やかに免許証を作成し、交付するものとする。この場合において、当該免許証が道府県公安委員会の交付したものであるときは、当該公安委員会から免許台帳ファイリングシステムにより、免許証の写真及び記載事項の送信を受け、その内容を確認した後、免許証を作成し、交付するものとする。

第44 不正再交付申請に対する措置

試験場長及び島部署長は、不正に再交付申請を行い、又は行おうとした者を発見したときは、再交付手続を中止するとともに、警視庁行政処分取扱規程別記様式第5の「一般用行政処分書」に関係書類を添付し、免許本部長（審査登録課経由）に送付するものとする。

第5章 免許証の更新

第1節 免許証の更新

第45 更新連絡書の送付

- 1 免許本部長は、現に免許を受けている者に対し、法第101条第3項の規定による書面（以下「更新連絡書」という。）を送付するものとする。ただし、更新予定者の死亡が確認できた場合は、更新連絡書を送付しないものとする。
- 2 免許本部長は、更新連絡書を再送付しないものとする。

第46 更新申請の受理

- 1 試験場長、島部署長及び指定署長は、法第101条第1項又は法第101条の2第1項の規定による免許証の更新を受けようとする者から更新の申請あった場合は、運転免許証更新・講習受講申請書を提出させ、受理するものとする。
- 2 試験場長、島部署長及び指定署長は、前1の運転免許証更新・講習受講申請書には、施行

規則第29条第2項、第4項及び第5項の規定による書類を提示させ、又は添付させるものとする。

3 試験場長、島部署長及び指定署長は、前2の免許証及び更新連絡書を照合するなどして、更新期間に誤りがないことを確認するほか、違反等の有無及び更新時講習の区分等について調査をした上で更新申請を受理するものとする。

4 試験場長、島部署長及び指定署長は、質問票に誤記又は記載漏れがないかを申請者に確認させ、誤記があった場合は当該質問票に誤記である旨を明示した上で申請者に新たに施行規則別記様式第12の2に規定する「質問票」を交付し、記載を求め、記載漏れがあった場合は申請者に是正を求めるものとする。この場合において、是正に応じないときは、手続を打ち切るものとする。

5 試験場長、島部署長及び指定署長は、更新申請を受理した場合は、提示された免許証にさん孔の措置を執るものとする。

なお、新しい免許証の即日交付を受けない申請者の免許証については、必要に応じて、有効期間の満了日から1か月以内の期間を定めて、延長措置を行うものとする。

6 試験場長は、交通違反等の処分の執行が終わっていない等の理由がある者については、免許証の交付方法について説明するものとする。

7 島部署長は、更新の関係書類を府中試験場長（免許課経由）を経由して免許本部長（免許管理課経由）に送付するものとする。

8 試験場において行う更新に係る事務は、暦日を単位として月曜日から金曜日まで及び日曜日に行うものとする。ただし、12月29日から翌年の1月3日までに当たる日を除く。

第47 講習の後日実施等

1 試験場長、島部署長及び指定署長は、免許証の有効期間の満了日までに限り、更新時講習を後日行うことができる。

2 試験場長、島部署長及び指定署長は、免許証の有効期間の満了日を迎えた者から、同日中に更新申請に赴くことができない旨の連絡を受けた場合は、更新の手続を当該満了日の翌日（休日のときはその翌日）に限り、行うことができる。

第48 適性検査

1 試験場長及び島部署長は、更新に係る適性検査については、前記第13の1及び2の規定を準用して行うものとする。

2 前1の適性検査の結果、合格基準に適合しない場合であっても、他の免許の合格基準に適合するときは、当該他の免許に係る免許証の更新（以下「一部更新」という。）を行うもの

とする。

- 3 前2の規定により一部更新を行った場合は、免許証の交付後も有効期間の満了日から6か月以内は、合格基準に適合しなかった免許について再申請をすることができる旨を教示するものとする。

第49 更新申請の対象者

- 1 指定署又は運転免許更新センター（以下「更新センター」という。）における更新申請の受理対象者は、原則として東京都道路交通規則に基づく警視総監の指定に関する告示（平成14年5月28日警視庁告示第78号）の1の表に掲げる住所地に居住する者であり、かつ、次のいずれかの者に該当するものとする。

(1) 指定署

- ア 優良運転者
- イ 更新時講習の免除者

(2) 運転免許更新センター

- ア 優良運転者
- イ 一般運転者
- ウ 更新時講習の免除者

- 2 前1の要件に該当する者であっても、次に該当する者については、更新申請を受理しないものとする。

- (1) 身体障害者であって、道府県から転入した者及び免許の条件（眼鏡等を除く。）を付し、又は変更する必要がある者
- (2) 遺失、盗難等により免許証を所持しない者及び破損等により内容を確認できない免許証を所持する者
- (3) 生年月日に誤りのある免許証を所持する者

第50 取扱状況報告

指定署長は、更新業務の取扱結果を毎月情報管理システムにより免許本部長（免許管理課経由）に通知するものとする。

第2節 経由申請

第51 経由申請の受理及び適性検査等

道府県に住所を有する優良運転者から経由申請があった場合は、次により行うものとする。

- 1 規則第19条第6項の規定により指定された試験場長（以下「指定試験場長」という。）は、経由申請による免許証の更新を受けようとする者（以下「経由申請者」という。）が更

新の申請をする場合は、運転免許証更新・講習受講申請書（経由申請者の住所地の道府県が発行する収入証紙（更新手数料）が貼付されたもの。）、質問票及び別記様式第23の「経由申請書・講習受講申請書」を提出させるものとする。

2 指定試験場長は、前1の経由申請書・講習受講申請書には、施行規則第29条第2項から第5項までに規定する書類等を提示させ、又は添付させるものとする。

3 指定試験場長は、更新を受ける日において優良運転者に該当する旨が記載されている更新連絡書又はこれを証するに足りる書類を提示させ、経由申請ができる者であることの確認をした上で更新申請を受理するものとする。

4 指定試験場長は、質問票に誤記又は記載漏れがないかを申請者に確認させ、誤記があった場合は当該質問票に誤記である旨を明示した上で申請者に新たな質問票を交付し、記載を求め、記載漏れがあった場合は申請者に是正を求めるものとする。この場合において、申請者が記載漏れの是正に応じないときは、手続を打ち切るものとする。

5 適性検査の実施

(1) 指定試験場長は、経由申請者から更新申請を受理した場合、速やかに適性検査を行うものとする。適性検査を行った場合は、その結果を別記様式第24の「適性検査結果・講習済通知書」に記載するものとする。

(2) 指定試験場長は、前(1)の適性検査の結果、合格基準に適合していない場合は、経由申請者に適性検査の結果及び今後の手続について教示するものとする。この場合において、更新の可否は判断しないものとする。

6 更新時講習の実施

指定試験場長は、経由申請者が更新時講習を希望した場合であって、更新時講習を行ったときは、当該講習を行った旨を表示するものとする。

7 経由申請者への措置

指定試験場長は、適性検査を実施した経由申請者に対して、次の措置を執るものとする。

(1) 新しい免許証の交付の時期及び方法について説明すること。

(2) 経由申請者から提示された、更新を受けようとする免許証の裏面備考欄に「経由更新手続中この免許証は新たな免許証と引換えに住所地公安委員会に提出してください。」及び「東京都公安委員会」と朱書きし、並びに日付を朱書きすること。

8 書類等の送付

指定試験場長は、経由申請者の住所地を管轄する公安委員会に、次の書類等を送付するものとする。

- (1) 運転免許証更新・講習受講申請書
- (2) 質問票
- (3) 適性検査結果・講習済通知書
- (4) 施行規則第29条第3項から第5項までの規定により添付しなければならない書類等

第52 道府県公安委員会で経由申請する場合の免許証の更新

東京都内に住所地を有する優良運転者が、道府県公安委員会において経由申請を行う場合におけるその者の免許証の更新に係る手続は、次により行うものとする。

- 1 試験場長及び指定署長は、経由申請者から規則別記様式第13の4の「免許証更新手数料納付書」の提出を受けたときは、当該経由申請者に更新手数料を納付させ、規則別記様式第13の5の「免許証更新手数料納入済通知書」を交付するものとする。この場合において、試験場長（府中試験場長を除く。）及び指定署長は、免許証更新手数料納付書を速やかに府中試験場長（免許課経由）に送付するものとする。
- 2 府中試験場長は、道府県公安委員会から更新申請書の送付を受けたときは、次に掲げる事項について確認するものとする。
 - (1) 更新申請書の記載内容及び添付書類の有無
 - (2) 更新手数料の納付の有無
 - (3) 適性検査の結果の内容
 - (4) 更新時講習の受講の有無
 - (5) 質問票の記載内容
 - (6) 更新に係る免許証の受領方法
- 3 府中試験場長は、前2の規定により、経由申請者に関して次に掲げる場合が必要であると認めるときは、当該申請者に対して連絡し、又は出頭を求めて措置を講ずるものとする。
 - (1) 更新手数料が納付されていない場合
 - (2) 経由申請時の適性検査から判断して更新を認めることができない場合
 - (3) 更新時講習を受講していない場合
 - (4) 質問票の記載内容から判断して更新を認めることができない場合
 - (5) その他必要があると認める場合
- 4 府中試験場長は、前2及び3の規定により経由申請者に係る免許証の更新を行うことができると認めるときは、前記第46に定めるところにより、事務処理を行うものとする。

第6章 更新時講習及び安全教育

第1節 更新時講習

第53 更新時講習の実施及び講師の教養

試験場長、島部署長及び指定署長は、更新時講習実施要綱（平成6年4月28日通達甲（交. 免本. 管）第14号）に基づき講習を行うものとする。

第2節 安全教育等

第54 試験合格者等に対する安全教育

- 1 試験場長は、学科試験（学科確認を含む。）及び技能試験（府中試験場長及び鮫洲試験場長に限るものとし、技能確認を含む。）の合格者に対しては、免許証の交付までに要する待ち時間を有効に活用し、安全教育等の推進を図るものとする。
- 2 府中試験場長及び鮫洲試験場長は、免許を新たに取得しようとする者及び免許を取得している者に対して運転技能の向上を図るため、試験場のコースを使用させることができる。

第55 普通免許等を取得しようとする者に対する取得時講習

- 1 試験場長は、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許を取得しようとする者に対しては、大型車講習等及び応急救護処置講習実施要綱（平成14年5月28日通達甲（交. 免本. 管）第9号）に基づき講習を行うものとする。
- 2 試験場長及び島部署長は、原付免許を受けようとする者に対しては、原付講習実施要綱（平成4年10月23日通達甲（交. 免本. 安）第27号）に基づき講習を行うものとする。

第56 高齢者講習

免許本部長及び島部署長は、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が70歳以上のもの、特定失効者若しくは特定取消処分者で免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上のもの又は法第101条の7第5項の規定による通知を受けた者に対して、高齢者講習実施要綱（平成10年9月28日通達甲（交. 免本. 管）第21号）に基づき講習を行うものとする。

第57 認知機能検査

免許本部長及び島部署長は、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が75歳以上のもの、特定失効者で免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上のものに対して、前第56に規定する講習を行う前に認知機能検査実施要綱（平成21年5月29日通達甲（交. 免本. 講2）第7号）に基づき検査を行うものとする。

第7章 免許の登録、作成、交付及び返納

第1節 登録及び免許証の作成

第58 免許の登録

- 1 試験場長は、免許の試験、審査（限定解除審査、緊急審査、身体適格審査及び技能審査をいう。）又は確認に合格した者について、速やかに情報管理システムに必要事項を登録するものとする。
- 2 試験場長は、更新、再交付その他の理由により免許証を作成する場合であつて、前1の必要事項のうち、登録されていない事項及び変更した事項があるときは、情報管理システムに登録するものとする。
- 3 指定署長は、更新により免許証を作成する場合のみ前2に規定する登録を行うものとする。
- 4 試験場長は、仮免許の試験（以下「仮免許試験」という。）に合格した者について、情報管理システムに必要事項を仮登録するものとする。
- 5 前1から4までの規定のほか、免許に関する登録については、運転者管理業務処理要綱（昭和59年8月20日通達甲（交. 免本. 管）第16号）に定めるところにより行うものとする。

第59 免許証の作成

- 1 試験場長及び指定署長は、免許台帳に基づき、速やかに免許証を作成するものとする。
- 2 府中試験場長は、経由申請に係る免許証及び島部署の取扱いに係る免許証の作成を行うものとする。

第60 免許証の色分けによる区分

免許証は、次の区分によるものとする。

- 1 優良運転者用免許証
免許証の有効期間欄を金色（ゴールド）にするとともに、免許の条件等欄の一部に「優良」と黒色で表示する。
- 2 新規免許取得者用免許証
免許証の有効期間欄を黄緑色（若草色）とする。
- 3 その他の運転者用免許証
免許証の有効期間欄を薄青色とする。

第61 免許証備考欄の記載

- 1 免許証の備考欄の記載例は、別表の「運転免許証備考欄記載要領」によるものとする。ただし、次に掲げる事項については備考欄の下段から記載するものとする。
 - (1) 再交付年月日
 - (2) 初心運転者標識免除に関する事項
 - (3) 政令で定める大型自動車等の運転資格に関する事項

- (4) 緊急自動車の審査合格に関する事項
 - (5) 免許条件等に関する事項
 - (6) 大型二輪免許及び普通二輪免許の経歴等に関する事項
 - (7) 経由申請に関する事項
- 2 警察署長等は、免許を失効した者を認知した場合は、その者の承諾を得て、その者の免許証の備考欄に当該免許証の返納を要求する旨の記載をすることができる。

第2節 免許証の交付及び返納

第62 免許証の交付

- 1 試験場長及び指定署長は、免許証を即日交付するものとする。
- 2 試験場長及び指定署長は、免許の登録の結果、行政処分対象者又はその他手配登録の該当者であることが判明した場合は、それぞれ次の措置を執るものとする。
 - (1) 行政処分対象者であることが判明したときは、免許本部長から当該行政処分に係る出頭の日時及び場所の指定を受け、当該行政処分対象者の免許証を別記様式第25の「事故免許証該当者名簿」により免許本部長（行政処分課経由）に送付するとともに、別記様式第26の「免許証交付変更示達書」を作成し、当該行政処分対象者に示達するものとする。
 - (2) その他手配登録であることが判明したときは、速やかにその手配に関する事務を主管する課に通報し、その指示を受けるものとする。
- 3 免許本部長は、前2の(1)の示達に基づき出頭した者については、処分手配資料等を確認の上、速やかに行政処分を執行するものとする。
- 4 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、原付免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許試験に合格した者であっても、取得時講習を受講していないものに対しては、免許証を交付しないものとする。ただし、令第33条の6の規定に該当する者は、除くものとする。

第63 免許証の保管

即日交付することができない免許証は、当該免許証を作成した試験場、免許センター、島部署又は指定署において、いつでも交付できるよう新規、併記、更新及び再交付の別に施錠設備のある保管庫に収納しておくものとする。

第64 無効免許証の取扱い

試験場長及び島部署長は、法第90条第1項の規定に該当する者（以下「合格無効者」という。）については、別記様式第27の「合格無効者名簿」を作成し、これらの事実を明らかにしておくとともに、合格無効者の免許証は、1か月分をまとめて翌月5日までに免許本部長（免

許管理課経由) に送付するものとする。この場合において、島部署長は、府中試験場長(免許課経由) を経由して送付するものとする。

第65 未交付免許証の取扱い

試験場長、指定署長及び島部署長は、更新又は再交付に係る申請をした者のうち、当該申請の日から有効期間が経過しても免許証の交付を受けない者の免許証については、別記様式第28の「未交付免許証送付書」により、1か月分をまとめて翌月5日までに免許本部長(免許管理課経由) に送付するものとする。この場合において、島部署長は、府中試験場長(免許課経由) を経由して送付するものとする。

第66 返納免許証等の取扱い

試験場長及び警察署長は、法第107条第1項各号に該当する(仮免許を除く。) 免許証を受理し、又は本人の死亡等により返納する旨の申出があった場合は、別記様式第29の「運転免許証返納送付書」により免許本部長(免許管理課経由) に送付するものとする。ただし、交通事故その他の理由により行政処分対象者となるおそれのある場合は、行政処分を終了するまでこれを受理しないものとする。

第67 遺失免許証等が発見された場合の措置

試験場長又は警察署長は、拾得等により発見された免許証を遺失者に返還する場合は、免許証の再交付の有無を確認するものとする。この場合において、遺失者が既に再交付を受けているときは、法第107条第1項の規定により遺失者に対して、東京都公安委員会に返納すべき免許証である旨を説明し、遺失者に一旦返還した上、当該免許証をその場で返納させ、前第66により処理するものとする。

第68 申請による免許の取消し

- 1 試験場長及び島部署長が行う法第104条の4第1項の規定による申請(以下「取消し申請」という。)の受理については、当該取消し申請に係る免許の全部又はその一部を取り消す場合に受理するものとする。
- 2 警察署長(島部署長を除く。)が行う取消し申請の受理については、当該取消し免許の全部について取り消し、かつ、法第104条の4第1項後段に規定する申出を行わない場合に受理するものとする。
- 3 試験場長及び警察署長は、取消し申請の受理に当たり、別記様式第30の「運転免許取消申請書」及び当該取消し申請を行う者の免許証を提出させるものとする。
- 4 試験場長及び警察署長は、取消し申請を行う者が令第39条の2の3各号のいずれにも該当していないことを確認し、免許を取り消すものとする。

- 5 取消し申請により免許を取り消す場合は、施行規則別記様式第19の3の9の「申請による運転免許の取消通知書」を交付して行うものとする。
- 6 試験場長及び警察署長は、別記様式第31の「申請による運転免許の取消通知書交付（受払）簿」を備え、申請による運転免許の取消通知書の交付状況を明らかにしておくものとする。
- 7 試験場長及び警察署長は、取消し申請により免許を取り消す場合であって免許の全部を取り消すときは、取消し申請をする者に対し、運転経歴証明書の交付の希望の有無を聴取するものとする。
- 8 試験場長及び警察署長は、別記様式第32の「申請による運転免許の取消申請受理簿」を備え、取消し申請の受理状況を明らかにしておくとともに、免許本部長と連絡を密にし、取消し申請の受理の適正を期するものとする。
- 9 試験場長及び島部署長は、代理人が取消し申請を行う場合、前1から8までの規定によるほか、別記様式第33の「運転免許の取消し申請手続委任状」の提出をさせ、当該代理人が代理人本人である確認を確実に行った上で受理するものとする。この場合において、申請による運転免許の取消通知書は当該代理人に交付するものとする。

第69 無効及び返納免許証の処理

免許本部長は、前記第64から第66までの規定によって受理した免許証は、免許台帳と照合の上、当該免許証の有効期間が経過した時点で細断処分をするものとする。

第70 免許登録データの抹消措置

- 1 警察署等において、運転免許保有者の死亡を確認した場合は、別記様式第34の「死亡者通報連絡票」により、免許本部長（免許管理課経由）に通報するものとする。
- 2 免許本部長は、前1による通報を受けたときは、当該通報に係る人定事項及び免許登録データの照合を行った後、免許登録データの抹消を行うものとする。

第8章 運転経歴証明書

第71 運転経歴証明書の取扱い

試験場長及び警察署長は、運転経歴証明書の交付、記載事項の変更、再交付等について、次により取り扱うものとする。

- 1 運転経歴証明書の交付申請の受理及び送付
 - (1) 試験場長及び警察署長は、運転経歴証明書の交付に係る申請をする者が、当該申請をする日前5年以内に取消し申請により免許を取り消され、かつ、現に受けている免許がない者であることを確認した上、規則別記様式第14の「運転経歴証明書交付申請書」（申請

用写真を貼付したもの)を提出させ、受理するものとする。ただし、警察署長(島部署長を除く。)は、取消し申請及び運転経歴証明書の交付に係る申請が同日の場合に限り受理するものとする。

- (2) 警察署長は、前(1)により運転経歴証明書交付申請書を受理した場合、免許本部長が指定する試験場長(免許課経由)に送付するものとする。
- (3) 試験場長及び島部署長は、代理人による運転経歴証明書の交付に係る申請について、前記(1)によるほか、当該申請を委任する者が代理人に委任をした旨が明記された委任状の提出を受け、当該代理人が代理人本人である確認を確実にし、受理するものとする。ただし、取消し申請と同時に委任状を受理する場合において、運転免許の取消し申請手続委任状に運転経歴証明書の交付に係る申請を代理人へ委任をした旨が明記されている場合は、重ねて委任状は徴しないものとする。

2 運転経歴証明書の作成及び送付

試験場長は、前1により受理した運転経歴証明書交付申請書及び警察署長から送付された運転経歴証明書交付申請書に基づき運転経歴証明書を作成するものとする。この場合において、警察署長から送付された申請書に基づき作成したときは、当該警察署長に送付するものとする。

3 運転経歴証明書の交付

- (1) 運転経歴証明書の交付の申請を受理した試験場長及び警察署長は、当該申請をした者に対し運転経歴証明書を交付するものとする。
- (2) 試験場長及び警察署長は、前(1)により運転経歴証明書を交付する際は、新たに免許を受けた場合又は運転経歴証明書の再交付を受けた後において亡失した運転経歴証明書を発見し、若しくは回復した場合は、速やかに運転経歴証明書(運転経歴証明書の再交付を受けた後において亡失した運転経歴証明書を発見し、又は回復した場合にあっては、発見し、又は回復した運転経歴証明書)を返納しなければならない旨を告知するものとする。

4 運転経歴証明書の交付取扱状況の確認

試験場長及び警察署長は、別記様式第35の「運転経歴証明書申請受理・交付簿」を備え付けることにより、運転経歴証明書の申請の受理状況及びその交付状況を明らかにするものとする。

5 運転経歴証明書の記載事項の変更等

- (1) 試験場長及び警察署長は、運転経歴証明書の住所及び氏名の変更をする者がその届出をする場合は、規則別記様式第14の2の2の「運転経歴証明書記載事項変更届(都内居住

者用)」（道府県から転入した者が変更の届出をする場合は、規則別記様式第14の2の3の「運転経歴証明書記載事項変更届（他府県から都内へ住所変更された方用）」を提出させ、受理するものとする。

- (2) 試験場長及び警察署長は、前（1）により住所の変更の届出を受理した場合は住民票の写しその他の住所を確かめるに足りる書類により、氏名の変更の届出を受理した場合は住民票の写し（住民基本台帳法の適用を受けない者からの届出の受理にあっては旅券等）により、内容を確認した上、当該運転経歴証明書備考欄に別表「運転免許証備考欄記載要領」の記載例に準じて変更事項を記載し、本人に交付するものとする。この場合において、試験場長及び警察署長は、受理した運転経歴証明書記載事項変更届を速やかに別記様式第20の「記載事項変更届送付書」により免許本部長（免許管理課経由）に送付するものとする。
- (3) 試験場長及び島部署長は、代理人による運転経歴証明書の変更に係る届出の申請について、前記（1）によるほか、運転経歴証明書の交付を受けている委任者から代理人に運転経歴証明書の変更に係る届出を委任することが記載された委任状を提出をさせ、当該代理人が代理人本人である確認を確実にし、受理するものとする。
- (4) 試験場長及び島部署長は、運転経歴証明書の生年月日の訂正の届出については、住民票の写し（住民基本台帳法の適用を受けない者からの届出の受理にあっては旅券等）により内容を確認した上、規則別記様式第14の2の2の「運転経歴証明書記載事項変更届（都内居住者用)」（道府県から転入した者からの届出は、規則別記様式第14の2の3の「運転経歴証明書記載事項変更届（他府県から都内へ住所変更された方用）」により、受理するものとする。
- (5) 試験場長及び島部署長は、前（4）の生年月日の訂正の届出を受理した場合は、前記1の（2）及び2から4までに準じて必要な措置を執るほか、当該運転経歴証明書を作り替え、交付するものとする。
- (6) 前記（1）及び（4）の届出を受理した場合は、速やかに情報管理システムに当該運転経歴証明書の変更登録を行うものとする。

6 運転経歴証明書の再交付申請の受理等

- (1) 試験場長及び島部署長は、運転経歴証明書の再交付申請については、別記様式第36の「運転経歴証明書再交付申請理由書」により、その事実を調査及び確認をした上、規則別記様式第14の2の「運転経歴証明書再交付申請書」（申請用写真を貼付したもの。）により受理するものとする。ただし、平成24年4月1日前に交付された運転経歴証明書（以下「旧運転経歴証明書」という。）で記載事項が判読できるものを所持している者からの

再交付申請は、運転経歴証明書再交付申請理由書による事実の調査、確認を省略して受理することができるものとする。

- (2) 前(1)の規定にかかわらず、旧運転経歴証明書の交付を受けた者(既に運転経歴証明書の再交付を受けた者を除く。)であって、申請による免許の取消しの日から5年を経過し、かつ、記載事項が判読できる旧運転経歴証明書を所持していないものからの再交付申請は、受理しないものとする。
- (3) 前記(1)により再交付申請を受理した場合は、前記1の(2)及び(3)並びに2から4までに準じて必要な措置を執るものとする。

7 運転経歴証明書の返納

試験場長及び警察署長は、運転経歴証明書を受けた者が施行規則第30条の14各号のいずれかに該当することとなった場合又は本人の死亡等により返納する旨の申出があった場合は、運転経歴証明書の返納を受理するものとする。この場合において、当該運転経歴証明書は、別記様式第37の「運転経歴証明書返納送付書」により免許本部長(免許管理課経由)に送付するものとする。

8 遺失運転経歴証明書等が発見された場合の措置

警察署長は、拾得等により発見された運転経歴証明書を遺失者等に返還する場合は、運転経歴証明書の再交付の有無を確認し、既に再交付を受けている者については、施行規則第30条の14の規定により返納すべき運転経歴証明書である旨を告知して本人に一旦返還した上、当該運転経歴証明書をその場で返納させ、前7の規定により措置するものとする。

第9章 国外運転免許証及び仮運転免許

第1節 国外運転免許証

第72 国外運転免許証の交付申請

- 1 試験場長及び警視総監から法第107条の7に規定する国外運転免許証(以下「国外免許証」という。)の交付に係る事務の取扱の指定を受けた警察署長(以下「国外免許指定署長」という。)は、国外免許証の交付に係る申請(以下「国外免許証申請」という。)があった場合は、国外免許証申請をする者に対して、現に受けている免許証及び次に掲げるいずれかの書類を提示させ、これらを確認した後、別記様式第38の「国外運転免許証交付申請書」に施行規則第37条の9第2項に規定する写真を添付させ、受理するものとする。
 - (1) 旅券
 - (2) 船員手帳又は乗船通知書
 - (3) 渡航費用の支払能力を立証する書類の写し

- (4) 公用旅券発給請求書の写し
 - (5) 公務により海外出張する公務員であるときは、その者の所属する長等が発行する渡航証明書
 - (6) 前(1)から(5)までのいずれかの書類を提示することができないときは、旅行社等が発行する渡航証明書
- 2 試験場長及び国外免許指定署長は、国外免許証の代理人による申請（以下「国外免許代理申請」という。）については、国外免許証申請をする者が既に外国に渡航しており、当該申請をする者との代理関係が明らかである親族等から国外免許代理申請が行われた場合に限り、受理するものとする。ただし、当該国外免許証申請をする者の免許証の有効期間がおおむね残り3か月以上あるときに限る。
- 3 試験場長及び国外免許指定署長は、前2の国外免許代理申請の受理に当たっては、前記1の(1)から(6)までに掲げる書類のいずれかの書類のほか、代理人に宛てた依頼書により確認するものとする。

第73 国外免許証の作成及び交付

- 1 試験場長及び国外免許指定署長は、国外免許証を、次により作成するものとする。
 - (1) 申請者の有する免許の種類に応じて、施行規則第37条の8の規定による自動車等の種類に係る国外免許証を交付すること。
 - (2) 国外免許証には、道路交通に関する条約（昭和39年条約第17号）の附属書10の規定により、条件等は付さないこと。
 - (3) 所要事項をローマ字により記載すること。
 - (4) 国外免許証の「この運転免許証で運転することができる車両」欄には、その該当する欄に正確に東京都公安委員会の公印を押すこと。
 - (5) 貼付した写真に公安委員会の押出印を押すこと。
- 2 国外免許証は、署名欄にローマ字により本人にサイン又は押印をさせて即日交付するものとする。この場合において、国外免許代理申請を認めたときは、国外免許代理申請に係る代理人に交付する際、当該代理人を経由して本人に対してサイン又は押印をすることについて教示するものとする。

第2節 仮免許

第74 仮免許の受験申請

- 1 試験場長及び島部署長（指定教習所の所在地を管轄する警察署に限る。）は、仮免許に係る受験の申請（以下「仮免許申請」という。）があった場合は、次により受理し、及び処理

するものとする。

- (1) 東京都内に住所を有する者から仮免許申請があった場合は、住民票の写し又は免許証により受験資格を確認し、前記第7の1の(5)に規定する書類を提出させ、受理すること。
 - (2) 道府県に住所を有し、東京都内に所在する届出教習所において教習を受けている者から仮免許申請があった場合は、住民票の写し又は免許証のほか、当該届出教習所において教習を受けている者であることを証明する在校証明書等により受験資格を確認し、前記第7の1の(5)及び第7の2に規定する書類を提出させ、受理すること。この場合において、仮運転免許申請書の住所欄には、仮免許申請をする者の住所地を記載させること。
 - (3) 前(1)又は(2)により仮免許申請を受理した場合は、前記第13から第15まで、第17及び第18の規定に準じて処理すること。
- 2 仮免許を有する者が、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許の適性試験及び学科試験に合格し、技能試験に合格しないうちに当該仮免許が失効した場合であって、再度、失効した仮免許に係る試験の受験を申請したときは、当該学科試験に合格した日から起算して6か月以内に限り、学科試験は免除するものとする。
- 3 試験場長及び島部署長は、仮運転免許証（以下「仮免許証」という。）の再交付に係る申請（以下「仮免許証再交付申請」という。）があった場合は、次により受理し、及び処理するものとする。
- (1) 東京都内に住所を有する者から仮免許証再交付申請があった場合は、前記第43に準じて処理すること。
 - (2) 道府県に住所を有し、東京都内に所在する届出教習所において教習を受けている者から仮免許証再交付申請があった場合は、前(1)によるほか、当該届出教習所で教習を受けている者であることを証明する在校証明書等により申請資格を確認し、受理すること。この場合において、仮運転免許申請書の住所欄には、仮免許証再交付申請をする者の住所地を記載させること。

第75 仮免許証の作成及び交付

試験場長及び島部署長（指定教習所の所在地を管轄する警察署に限る。）は、仮免許試験に合格した者について仮免許証を作成し、即日交付するものとする。この場合において、当該合格した者に対して路上練習申告書を配付するとともに、必要事項を教示するものとする。

第10章 臨時適性検査

第76 臨時適性検査に係る事務

免許本部長及び警察署長等は、運転免許に関する行政処分事務処理要綱（昭和52年12月1日通達甲（交. 免本. 行）第112号）及び臨時適性検査事務処理要綱に基づき、臨時適性検査に係る事務を行うものとする。

第11章 資料の保存及び活用

第77 免許関係資料の保存

免許関係資料の種類及び保存期間は、別に定めるところによる。

第78 資料の送付及び保存

- 1 試験場長、島部署長及び指定署長は、免許関係資料として保存を要するものについては、別記様式第39の「運転免許申請書等送付書」により、免許本部長（免許管理課経由）に送付するものとする。
- 2 島部署長は、学科試験の合格者に係る答案用紙については、府中試験場長（免許課経由）に送付するものとする。
- 3 免許本部長は、前記1により送付された申請書を保存し、照会、照合等の免許に係る事務の処理に活用するものとする。

第79 安全運転センターに対する資料提供

免許本部長は、自動車安全運転センター東京事務所長から自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第31条に基づく照会を受けた場合は、情報管理システムによってその回答を求め、当該照会に係る資料を提供するものとする。

第12章 補則

第80 特異事案の報告

免許本部長、試験場長、指定署長及び島部署長は、次に掲げる事案で特異なものについては、速やかに交通部長に報告するものとする。この場合において、試験場長、指定署長及び島部署長は、免許本部長（免許管理課経由）を経由して行うものとする。

- 1 不正に免許を取得した事案
- 2 身体障害者の取扱いに起因する事案
- 3 事務処理の誤り等により、申請者の権利に影響を及ぼす事案
- 4 技能試験等で交通事故（試験場内における事故を含む。）が発生した事案
- 5 機器等の故障により、免許に係る業務に多大の影響が生じ、又は生ずるおそれがある事案
- 6 その他社会的反響が大きくなるおそれのある事案

第81 島部署における免許業務取扱結果報告

- 1 島部署長は、免許業務の取扱結果を別記様式第40の「運転免許業務取扱結果報告書」に

より毎月、免許本部長（免許管理課経由）に通知するものとする。

2 島部署長は、免許に係る申請の受理状況を明らかにするため、次に掲げる名簿を各2部作成し、各1部を府中試験場長（免許課経由）に送付し、各1部を整理保存するものとする。

- (1) 試験及び審査については、別記様式第4-1の「運転免許受験者名簿」
- (2) 再交付については、別記様式第4-2の「運転免許証再交付申請者名簿」
- (3) 特定失効者及び特定取消処分者に関する試験については、別記様式第4-3の「運転免許証失効申請者名簿」
- (4) 更新については、別記様式第4-4の「運転免許証更新申請者名簿」

別表

運転免許証備考欄記載要領

項目	内容	記載例	備考
免許証の記載事項変更関係	○ 法第94条第1項に規定する記載事項（本籍、国籍等、住所及び氏名）変更の届出があった場合。ただし、法第93条の2の規定による記録が行われる場合は、本籍（外国人にあっては国籍等）は記載しないものとする。	平29.6.1本籍、氏名変更 氏名 日本花子	本籍及び氏名を変更した場合の表示 住所異動で変更した場合の表示
		平29.6.1住所変更 住所府中市多磨町3-1-1	住所異動で変更した場合の表示
大型自動車関係	○ 法第88条第1項第1号及び第96条第2項の規定により、大型免許を受けた自衛官である場合	㊦平29.6.1大型	年齢21歳未満の者及び運転免許を受けていた期間が通算して3年に達しない自衛官が、自衛隊の大型車に限り運転することができることの表示
中型自動車関係	○ 法第88条第1項第1号及び第96条第3項の規定により、中型免許を受けた自衛官である場合	㊦平29.6.1中型	年齢20歳未満の者及び運転免許を受けていた期間が通算して2年に達しない自衛官が、自衛隊の中型車に限り運転することができることの表示
審査関係	○ 法第85条第5項から第7項までの規定による緊急自動車運転に関する審査合格の場合	緊急車（大型）運転可 平29.6.1 緊急車（中型）運転可 平29.6.1	当該免許を受け、その期間が通算3年に達しない者に対し、緊急自動車の運転ができる旨の表示
	○ 法第85条第8項から第10項までの規定による緊急自動車運転に関する審査合格の場合	緊急車（普通）運転可 平29.6.1 緊急車（大型二輪）運転可 平29.6.1 緊急車（普通二輪）運転可 平29.6.1 緊急車（普通二輪は、小型二輪車）運転可 平29.6.1	当該免許を受け、その期間が通算2年に達しない者に対し、緊急自動車の運転ができる旨の表示
	○ 法第85条第8項から第10	緊急車（普通）	道府県において審査

	項までの規定による緊急自動車運転に関する資格を有する場合	運転可 平29.6.1(神奈川) 緊急車(普通) 運転可(無審査) 平29.6.1	に合格した場合 緊急自動車を運転する資格を既に有している場合
限定関係	○ 法第91条の規定によって付された免許の条件を解除した場合	平29.6.1 限定解除 平29.6.1 限定一部解除	免許の条件欄に記載されている自動車等の限定の全部又は一部を解除した旨の表示
	○ 法第91条又は第101条の規定によって付された車種限定及び車種限定を解除した場合	平29.6.1 普通二輪車限定解除	普通二輪(小型限定)免許を受けた者が普通二輪車を使用して行う限定解除審査に合格した場合、無限定で普通二輪車の運転ができることを表示
	○ 法第91条の規定によって付された普通自動車に係る車種限定を解除した場合	平29.6.1 審査(普通車)合格	ミニカーの運転に限定する普通免許を受けた者が、普通自動車を使用して行う限定解除審査に合格した場合、無限定で普通自動車の運転ができることの表示
初心者標識関係	○ 法第71条の5に規定する初心運転者の遵守事項	㊦ 準中型免許 平29.6.1	準中型免許を受けた者で、過去に普通免許を受けた期間が通算2年に達していない場合の準中型免許取得年月日の表示
		初心標識免除	準中型免許又は普通免許を受けた者で、過去に普通免許を受けていた期間が通算1年に達しているものは、初心者標識を車に付けることを免除する表示
初心者等の大型二輪免許及び普通二輪免許経歴関係	○ 法71条の4第3項から第6項までに規定する初心者等の大型二輪車、普通二輪車の二人乗り禁止に係る免許経歴等	大型二輪 平29.6.1 普通二輪 平29.6.1	平成29年6月1日に大型二輪免許及び普通二輪免許を受けたことの表示
		大型二輪 平29.6.1 (100日) 普通二輪	大型二輪免許及び普通二輪免許を受けた者で、過去に大型二輪免許及び普通二輪免許を

		平29. 6. 1 (100日)	受けていた期間が、平成29年6月1日現在100日目であることを表示
--	--	---------------------	-----------------------------------

注1 免許証備考欄に、記載事項は1行として記載する。

2 記載事項変更関係の記載は備考欄の最上段から、その他の記載は最下段から行い、末尾に東京都公安委員会の訂正証印を押す。

(表)

本枠の中を記入してください。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">新規</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">運 転 免 許 申 請 書</td> <td style="text-align: center;">性 別</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">東京都公安委員会 殿</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">男</td> <td style="text-align: center;">女</td> </tr> <tr> <td>受けようとする免許</td> <td>連絡先電話番号</td> <td colspan="3">自宅・勤務先・携帯 (- -)</td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td colspan="4">生 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>本籍・国籍等</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="4">東京都</td> </tr> <tr> <td>卒業教習所等</td> <td>指 定 自 動 車 教 習 所</td> <td>貸 し コ ー ス</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>都道府県名・コード</td> <td>教習所名・コード</td> <td>未指定教習所</td> <td>そ の 他</td> </tr> <tr> <td>仮免許番号</td> <td colspan="3">年 月 日交付</td> <td>適性判定印 学科有効印</td> </tr> <tr> <td>受験番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学科試験</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技能試験</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>確認印</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	新規		運 転 免 許 申 請 書		性 別	東京都公安委員会 殿		年 月 日	男	女	受けようとする免許	連絡先電話番号	自宅・勤務先・携帯 (- -)			フリガナ	生 年 月 日				氏 名	年 月 日				フリガナ					本籍・国籍等					住 所	東京都				卒業教習所等	指 定 自 動 車 教 習 所	貸 し コ ー ス				都道府県名・コード	教習所名・コード	未指定教習所	そ の 他	仮免許番号	年 月 日交付			適性判定印 学科有効印	受験番号					学科試験					技能試験					確認印					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">新規</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">運 転 免 許 交 付 通 知 書 (引換書) 東京都公安委員会</td> </tr> <tr> <td>1 この通知書では、運転できません。</td> </tr> <tr> <td>2 裏面の注意事項をよく読んでください。</td> </tr> <tr> <td>交付年月日</td> </tr> <tr> <td>交付場所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(裏面) 殿</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> </tr> <tr> <td>照会番号</td> </tr> <tr> <td>交付方法</td> </tr> </table>	新規	運 転 免 許 交 付 通 知 書 (引換書) 東京都公安委員会	1 この通知書では、運転できません。	2 裏面の注意事項をよく読んでください。	交付年月日	交付場所	(裏面) 殿	生年月日	照会番号	交付方法
新規		運 転 免 許 申 請 書		性 別																																																																																			
東京都公安委員会 殿		年 月 日	男	女																																																																																			
受けようとする免許	連絡先電話番号	自宅・勤務先・携帯 (- -)																																																																																					
フリガナ	生 年 月 日																																																																																						
氏 名	年 月 日																																																																																						
フリガナ																																																																																							
本籍・国籍等																																																																																							
住 所	東京都																																																																																						
卒業教習所等	指 定 自 動 車 教 習 所	貸 し コ ー ス																																																																																					
	都道府県名・コード	教習所名・コード	未指定教習所	そ の 他																																																																																			
仮免許番号	年 月 日交付			適性判定印 学科有効印																																																																																			
受験番号																																																																																							
学科試験																																																																																							
技能試験																																																																																							
確認印																																																																																							
新規																																																																																							
運 転 免 許 交 付 通 知 書 (引換書) 東京都公安委員会																																																																																							
1 この通知書では、運転できません。																																																																																							
2 裏面の注意事項をよく読んでください。																																																																																							
交付年月日																																																																																							
交付場所																																																																																							
(裏面) 殿																																																																																							
生年月日																																																																																							
照会番号																																																																																							
交付方法																																																																																							
印 字 欄	<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div> <p style="font-size: 8px;">この用紙は、コンピューター処理しますので折り曲げないでください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <tr> <td>色 彩 能 力 適</td> <td>・ 否</td> <td>運 動 能 力 適</td> <td>・ 否</td> <td>聴 力 適</td> <td>・ 否</td> <td>備考 (再検査、条件コード)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">適 性 試 験</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">視 力</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">深 視 力</td> <td>1</td> <td>mm</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">深 視 野 試 験 官 印</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">裸 眼</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">矯 正</td> <td>2</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">眼鏡・コンタクト</td> <td>平均</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>左 眼</td> <td></td> <td>左</td> <td>度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>右 眼</td> <td></td> <td>右</td> <td>度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>両 眼</td> <td></td> <td>計</td> <td>度</td> <td></td> </tr> </table>	色 彩 能 力 適	・ 否	運 動 能 力 適	・ 否	聴 力 適	・ 否	備考 (再検査、条件コード)	適 性 試 験	視 力		深 視 力	1	mm	深 視 野 試 験 官 印	裸 眼	矯 正	2	mm	3	mm	眼鏡・コンタクト		平均	mm		左 眼		左	度		右 眼		右	度		両 眼		計	度																																															
色 彩 能 力 適	・ 否	運 動 能 力 適	・ 否	聴 力 適	・ 否	備考 (再検査、条件コード)																																																																																	
適 性 試 験	視 力		深 視 力	1	mm	深 視 野 試 験 官 印																																																																																	
	裸 眼	矯 正		2	mm																																																																																		
				3	mm																																																																																		
	眼鏡・コンタクト		平均	mm																																																																																			
	左 眼		左	度																																																																																			
	右 眼		右	度																																																																																			
両 眼		計	度																																																																																				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1 免許証は、申請した場所において、この通知書と引き換えに本人に交付します。</p> <p>2 交付時間は、 平日（月曜日～金曜日）の午前8時30分から午後5時までです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">土曜日、日曜日、祝日、休日及び年末年始は交付しません。</div> <p>3 試験合格後1年以内に交付を受けないと合格は無効になり、免許証は交付できません。</p>	<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 60%; padding: 5px;">受けようとする免許種別</td><td style="width: 40%; padding: 5px; text-align: center;">免許</td></tr><tr><td style="padding: 5px;">筆談等を希望しますか。</td><td style="padding: 5px; text-align: center;">はい・いいえ</td></tr><tr><td style="padding: 5px;">手数料</td><td></td></tr></table>	受けようとする免許種別	免許	筆談等を希望しますか。	はい・いいえ	手数料	
受けようとする免許種別	免許						
筆談等を希望しますか。	はい・いいえ						
手数料							

(表)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">併記</div> <div style="text-align: center;"> 運転免許申請書 東京都公安委員会殿 </div> <div style="text-align: right;"> 性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 </div> </div>															
受けようとする免許			フリガナ			生年月日			大・昭・平			年月日			
氏名			住所			〒			東京都			連絡先電話番号 自宅・勤務先・携帯 () () () () () () () () ()			
(この線から下には記載しないでください。)															
適 性 試 験	運動能力		適・否		聴力		適・否		深視力		備考(再試験、条件コード) 写真 (無背景、無帽、正面上三分身(肩口まで写っている。) 縦3cm×横2.4cm 撮影6か月以内 適性判定印 学科有効印				
	視力		裸眼		矯正		平均		左					度	
	左眼						mm		右					度	
	右眼						mm		計					度	
	两眼						mm								
	眼鏡・コンタクト														
	視力試験官印														
	深視力試験官印														
	仮免許番号														
	平成		年		月		日		交付						
指定教習所・コード		受験月日		受験番号		学科試験		技能試験		確認印					
未指定教習所その他															
特定失効等区分		1 2 A 5 6 B 8 9 C 0													
印 字 欄		この用紙は、コンピュータ処理しますので折り曲げないでください。													

併記

運転免許交付通知書
(引換書)
東京都公安委員会

- 1 この通知書では、運転できません。
- 2 裏面の注意事項をよく読んでください。

交付年月日

交付場所 (裏面) 殿

生年月日

照会番号

交付方法

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

<p>注 意 事 項</p> <p>1 免許証は、申請した場所において、この通知書と引き換えに本人に交付します。</p> <p>2 交付時間は、 平日（月曜日～金曜日）の午前8時30分から午後5時までです。</p> <p>土曜日、日曜日、祝日、休日及び年末年始は交付しません。</p> <p>3 試験合格後1年以内に交付を受けないと合格は無効になり、免許証は交付できません。</p>	<table border="1"><tr><td data-bbox="566 810 831 860">受けようとする免許種別</td><td data-bbox="1225 819 1299 864">免許</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="566 898 1177 936">筆談等を希望しますか。はい・いいえ</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="584 965 657 994">手数料</td></tr></table>	受けようとする免許種別	免許	筆談等を希望しますか。はい・いいえ		手数料	
受けようとする免許種別	免許						
筆談等を希望しますか。はい・いいえ							
手数料							

(表)

APPLICATION FOR DRIVER'S LICENSE 東京都公安委員会殿												運転免許申請書												性別 (SEX) 男M・女F																		
外切												年 月 日												生年月日 (D. O. B) 年 月 日																		
氏名等	フリガナ						氏名						フリガナ						本籍・国籍等		住所																					
	フリガナ						氏名						フリガナ						本籍・国籍等		住所																					
	フリガナ						氏名						フリガナ						本籍・国籍等		住所																					
	フリガナ						氏名						フリガナ						本籍・国籍等		住所																					
外国免許からの切替免種												連絡先電話番号 (TEL) (- -)				自宅・勤務先・携帯 (- -)				写真 (無背景、無帽、正面上三分身(肩口まで写っている。) 縦3cm×横2.4cm 撮影6か月以内																						
交付年月日												年 月 日 (番号)				適性判定印																										
免許の条件等																																										
免許証番号																																										
処 理 欄	免許の種類												11		18		19		12		13		21		22		15		16		17		31		38		32		33		34	
	登録等処理印												大型		中型		普通		大型		小型		原付		引		大		中		普		大		中		小					
	受領印																																									
	確認印																																									
国内免許証の有無												1 有効免許あり		2 年に失効		3 初回申請																										
この用紙は、コンピューター処理しますので折り曲げないでください。																																										
印 字 欄																																										
適 性 検 査												色 彩 能 力 適 ・ 否 運 動 能 力 適 ・ 否 聴 力 適 ・ 否 備考 (再検査、条件コード)																														
視 力												裸 眼				矯 正				深 視 力		深 視 力 野																				
左 眼																				1		mm																				
右 眼																				2		mm																				
両 眼																				3		mm																				
平 均																				平均		mm																				
左 視																				左		度																				
右 視																				右		度																				
計 算																				計		度																				

外切

EXCHANGE TICKET
FOR DRIVER'S LICENSE
運転免許交付通知書
(引換書)
東京都公安委員会

交付年月日
DATE OF ISSUE

交付場所
PLACE OF ISSUE

(裏面)
殿

生年月日
D.O.B

照会番号

交付方法

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(表)

仮 運 転 免 許 申 請 書										性 別	
仮免		警 視 総 監 殿						年 月 日		男	女
資料 区分	(数字を○で囲んでください。)			01	08	09	02	仮免許		のり	のり
22	受けようとする 免許の種類			大型	中型	準中型	普通				
フリガナ							(写真を貼るところ、2枚) 無背景、無帽、正面、上三分身(肩口まで写っている。) 縦3cm×横2.4cm 撮影6か月以内				
氏 名											
生年月日	年		月		日						
フリガナ											
本籍・国籍等											
住 所											
連絡先 電話番号	自 宅 ・ 勤 務 先 ・ 携 帯						— — — — —				
免許の条件							免 除 事 由				
本 籍 ・ 国 籍 等 コ ー ド								住 所 コ ー ド			
				登 録 番 号							
				統 一 氏 名							
<p>注意事項</p> <p>1 太枠内のみを記入してください(現在免許をお持ちの方は裏面にも記入欄があります。)</p> <p>2 折り曲げたり、汚したりしないでください。</p>											
免許のコピー欄											

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

※ 現在お持ちの免許のとおり記入してください。

現 に 受 け て い る 免 許	交付年月日等	年 月 日 - (番号)												<input type="checkbox"/>		
	有効期限	年 月 日まで有効														
	免許証番号	<input type="text"/>														
	〔 数字を○印で 囲んでください。〕	11	18	19	12	13	21	22	15	16	17	31	38	32	33	34
		免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二
免許の 条件等																

受けようとする仮免許の種類	仮 免 許
---------------	-------

受験月日							
受験番号							
学科試験							
技能試験							
確認印							

適 性 試 験	色彩能力	適・否	運動能力	適・否	聴力	適・否		
	視力試験官印	視力		深視力 眼鏡・コンタクト	1	mm	視野 深視力 試験官印	
		裸眼			矯正	2		mm
		左眼				3		mm
	右眼 両眼				平均	mm	視野 深視力 試験官印	
			左	度				
			右	度				
				計	度			

備 考
仮免許を与える場合の条件等

手 数 料

(表)

路上練習申告書																								
年 月 日																								
申請者氏名 _____																								
下記のとおり路上練習を行ったので申告する。																								
練習日時		練習細目	同乗指導者																					
月 日	時～ 時	練習細目 練習車両 (ナンバー)	氏 名 (生年月日)	免許証番号 (免許種別)																				
月 日	時～ 時		(年 月 日)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> ()																				
月 日	時～ 時		(年 月 日)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> ()																				
月 日	時～ 時		(年 月 日)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> ()																				
月 日	時～ 時		(年 月 日)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> ()																				
月 日	時～ 時		(年 月 日)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> ()																				
月 日	時～ 時		(年 月 日)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> ()																				
月 日	時～ 時		(年 月 日)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> ()																				
記載要領 1 練習細目は裏面の細目番号を記入すること。 2 記載例																								
7月10日	13時～15時	① ② ③ 品川 500 ん 1234	甲野 次郎 (昭40年5月30日)	308712345670 (大型2、中型1、普通1)																				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

練習細目

- ① 運転姿勢を正しく保つこと。
 - ② 乗降口のドアを閉じ、後写鏡を調節する等安全を図るため必要な措置を講ずること。
 - ③ 道路及び交通の状況に応じ、ハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作すること。
 - ④ 信号並びに道路標識及び道路標示による交通規制に従うこと。
 - ⑤ 歩行者を保護する等交通の安全を確保すること。
 - ⑥ 通行区分等を守ること。
 - ⑦ 他人に危害を及ぼさないような速度、車間距離及び側方間隔を保つこと。
 - ⑧ 合図の方法を守ること。
 - ⑨ 交差点における通行方法を守ること。
 - ⑩ 道路交通法第 108 条の 28 第 4 項に規定する教則の内容となっている事項を守ること。
-
- ⑪ 人の乗降のための停車及び発進を安全に行うこと。
 - ⑫ 普通第二種免許を受けようとする者にとっては、転回を安全に行うこと。

注 1 ⑪及び⑫は、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に限る。

2 運転練習は、高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路で行うこと。

第 号
年 月 日

_____ 殿

警視庁 運転免許試験場長

身体適格審査書(回答)

申請者	住所			電話	
	氏名		生年月日	年	月 日
	受験免許		現在取得している免許	無・有 ()	

審査事項	視力	裸眼	矯正	左眼 .	検査官印	視野	左眼 度	検査官印
				右眼 .			右眼 度	
				両眼 .			計 度	
深視力	1回	cm	検査官印	色彩識別能力		適・否		
	2回	cm		聴力		適・否		
	3回	cm		運動能力		適・否		
	平均	cm						

審査結果	現時点において 適・否							
	条件							
(記録番号)								
審査年月日	年	月	日	審査実施担当			印	

注 この審査書は、適性試験の際、必ず提出してください。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第7

限定解除審査申請書											
東京都公安委員会 殿						申請日	年 月 日				
限定解除審査を受けようとする免許の条件											
限定解除審査を受けようとする免許の種類											
フリガナ					生年			性別	男・女		
氏 名					月日	年 月 日		年齢	()		
連絡先電話番号		自宅・勤務先・携帯 (— —)									
(この線から下には記載しないでください。)											
審査試験場			<input type="checkbox"/> 「技能審査合格証明書」による審査の申請				審査合格日				
府中	鮫洲	江東	教習所名()				年 月 日				
審査記録	審査月日										
	審査番号										
	審査結果										
	確認印										
免許の新条件						適性合格印					
					月 日()		運動能力試験済				
適性検査	深視力	1	mm	深視力野 試験官印	視 力			視力試験官印	備考(再検査、条件コード)		
		2	mm		裸 眼		矯 正				
		3	mm		左						眼鏡・コンタクト
	平均	mm	右								
	視野	左		度		両眼			登 録 年 月 日		
		右	度				年 月 日				
		計	度								

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

別記様式第8

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">緊急自動車運転資格審査申請書</p> <p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="font-size: 1.1em; margin: 0;">公安委員会 殿</p>																	
氏名・生年月日										年 月 日							
本籍・国籍等																	
住 所																	
審査に係る緊急自動車の種類					中型		準中型		普通		大自二		普自二				
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会名				公 安 委 員 会												
	交 付 年 月 日				年 月 日			有効期限		年 月 日							
	免 許 証 番 号				第 号												
	第一種免許	二・小・原	年 月 日														
		その他	年 月 日														
	第 二 種 免 許				年 月 日												
	免許の種類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	小 特	大 特 二
免許の条件																	
緊急自動車 の使用者		所在地															
		職 名															
		氏 名 印															

注1 本籍・国籍欄は、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の国の者は国籍を記載すること。

2 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類は、該当するものを○で囲むこと。

3 緊急自動車の使用者欄の「印」は、公印を用いること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第9

場 長	課 長	係 長	主 任

身 体 適 格 審 査 申 請 書

年 月 日

警視庁 運転免許試験場長殿

私は、運転免許証を取得したいので、身体適格審査を申請します。

申 請 者	住 所		電話	
	氏 名		生年月日	年 月 日
	受験免許		現在取得している免許	無・有（ ）

審 査 事 項	視 力	裸 眼	矯 正	左眼 .	検査官印	視 野	左眼 度	検査官印
				右眼 .			右眼 度	
				両眼 .			計 度	
深 視 力	1回	cm	検査官印	色彩識別能力		適・否		
	2回	cm		聴 力		適・否		
	3回	cm		運 動 能 力		適・否		
	平均	cm						
審 査 結 果	現時点において 適・否							
	条 件							
審査年月日		年 月 日			審査実施担当		印	
身体適格審査書発行番号			第 号					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

年 月 日

長 殿

係
職・氏名 印

調 査 結 果 (試 験 停 止 等) 報 告 書

事案につき調査した結果は、次のとおり
であるから報告する。

記

被 調 査 者	本籍・国籍等	
	住 所	電話
	職 業 氏 名 生 年 月 日	事業所名等 電話 年 月 日生(歳)
	運転免許試験 の受験回数等	
事 案 の 概 要		
そ の 他		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

運 転 免 許 無 効 告 知 書

年 月 日

住 所

殿

長 印

あなたが 年 月 日に 合 格 交 付 された下記の免許は、道路交通
法第88条第 項第 号の規定により、無効ですでお知らせします。

記

免 許 種 別	
免 許 証 番 号	
交 付 年 月 日	
そ の 他	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

再 試 験 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

東 京 都 公 安 委 員 会 印

道路交通法第 1 0 0 条の 2 第 1 項に規定する再試験を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、この通知を受けてから 1 か月以内に、やむを得ない理由なく再試験を受けない場合は、再試験に係る免許が取り消されることとなります。

記

<p>再 試 験 を 行 う 理 由</p>	<p><input type="checkbox"/> 違反事項(年 月 日)により免許取得後の合計点数が 点に達したため。(令第 36 条)</p> <p><input type="checkbox"/> 違反事項(年 月 日)により初心運転者講習終了後の合計点数が 点に達したため。(令 37 条の 3)</p>
<p>再 試 験 に 係 る 免 許 の 種 類</p>	
<p>再 試 験 の 場 所</p>	
<p>備 考</p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

通知書番号	
-------	--

<p>試験移送通知書</p> <p>年 月 日</p> <p>公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">東京都公安委員会 印</p> <p>道路交通法第100条の3第1項の規定により、下記の者について試験移送通知書を送付する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
初心運転者期間 の経過時におけ る住所	
氏 名	
免許証番号	第 _____ 号 年 月 日 公安委員会交付
再試験に係る 免許の種類	
再試験を行う 理由	<input type="checkbox"/> 違反事項(_____ 年 _____ 月 _____ 日)により免許取得後の合計点数が _____ 点に達したため。(令第36条) <input type="checkbox"/> 違反事項(_____ 年 _____ 月 _____ 日)により初心運転者講習終了後の合計点数が _____ 点に達したため。(令第37条の3)
備考	<input type="checkbox"/> _____ 年 _____ 月 _____ 日 再試験通知発送済

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

ミシン目は切り離さないこと <h2 style="margin: 0;">再試験受験申込書</h2> <p style="margin: 0;">東京都公安委員会殿 年 月 日</p>					
再試験を受ける免許	<input type="checkbox"/> 中型(8t限定) <input type="checkbox"/> 準中型(<input type="checkbox"/> 限定無 <input type="checkbox"/> 5t限定) <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大自二 <input type="checkbox"/> 普自二(<input type="checkbox"/> 限定無 <input type="checkbox"/> 小型限定) <input type="checkbox"/> 原付	<input type="checkbox"/> MT <input type="checkbox"/> AT			
フリガナ	生年月日	性別			
氏名	年 月 日	男 女			
住所等の異動届	異動項目の番号を○で開んでください。 1 本籍・国籍等 2 住所(都内の異動) 3 氏名 4 生年月日 5 道府県からの転入(本籍と住所を記入してください。)		連絡先電話番号		
	フリガナ		自宅・勤務先・携帯 ()		
	本籍・国籍等		()		
	住 所	東京都	併記免許の有無 ()		
(この線から下には記載しないでください。)					
再試験等	区 分	試験官	合 否	確認印	免許証受取署名欄 <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; border-radius: 50%; margin: 0 auto;"></div>
	学科再試験				
	技能再試験				
	試験場名	運転免許試験場			
再試験通知書番号	年 月 日 第 号				
印 字 欄	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>				
	この用紙は、コンピュータ処理しますので折り曲げないでください。				

再試験

運転免許証交付通知書
(引換書)

東京都公安委員会
この通知書では、運転できません。

ミシン線を折ったり切り離さないでください

交付年月日
交付場所
生年月日

殿

照会番号

交付方法

別記様式第18

運転免許証記載事項変更届							
東京都公安委員会 殿				(都内居住者用)		届出日 年 月 日	
○ 免許証記載の氏名、生年月日、免許証番号及び連絡先電話番号を記入してください。							
フリガナ					生年月日	年 月 日	
氏名							
番号						連絡先電話 自宅・勤務先・携帯 — —	
○ 下の欄は、変更する項目のみを記入してください							
(新)	フリガナ					生年月日	年 月 日
	氏名						
(新)	フリガナ						
	本籍・国籍等						
(新)	住所	東京都					
受理所属名		取扱者印		管理番号		確認書類	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

別記様式第19

転入

運転免許証記載事項変更届

東京都公安委員会殿

(道府県から都内へ住所変更された方用)

太枠内には全て記入してください。

		届出日	年 月 日				
(新) 全部の項目を記入して下さい。	フリガナ						
	氏名	生 年 月 日		性 別			
	フリガナ			男・女			
	本籍・国籍等						
	住所	東京都					
	アパート名等 部屋番号等						
	連絡先電話番号	自宅・勤務先・携帯 (- -)					
(旧) 変更した項目のみ記入してください。	フリガナ						
	氏名			生年月日に訂正があるときのみ、訂正前のものを記入してください。			
	フリガナ			年 月 日			
	本籍・国籍等						
	住所	道・府 県					
免許証のとおり記入してください。	交付	年 月 日		帯色を○で囲んでください。 1. 金色 2. 薄青色 3. 黄緑色			
	免許の条件等	年 月 日まで有効					
	番号				都・道 府・県 公安委員会		
	免許年月日				該当する免許の種類の数値を○で囲んでください。		
	二小原	年 月 日		11 18 19 12 13 21 22 15 16 17 31 38 32 33 34 大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 型 型 中型 通 特 大 自 自 小 付 引 二 二 二 大 引 二 種			
他	年 月 日						
二種	年 月 日						
受理所属名		取扱者印		管理番号		確認書類	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

通知()第 号
年 月 日

運 転 免 許 本 部 長 殿

警 察 署 長

記 載 事 項 変 更 届 送 付 書

1 運 転 免 許 証

- | | | |
|---------------|-----------|---|
| (1) 道府県転入者の変更 | (/ ~ /) | 件 |
| (2) 都内居住者の変更 | (/ ~ /) | 件 |
| (3) 合 計 | | 件 |

2 運 転 経 歴 証 明 書

- | | | |
|---------------|-----------|---|
| (1) 道府県転入者の変更 | (/ ~ /) | 件 |
| (2) 都内居住者の変更 | (/ ~ /) | 件 |
| (3) 合 計 | | 件 |

取 扱 者

印

(表)

<small>ミシン目を切り離さないでください。</small>	<small>ミシン目を切り離さないでください。</small>																																													
<p>再交付 運転免許証再交付申請書</p> <p>東京都公安委員会殿 年 月 日</p>	受付番号																																													
再交付を申請する理由 1 亡失・滅失・盗難 2 汚損・破損																																														
現に受けている免許	フリガナ 生 年 月 日 性 別																																													
	氏 名 年 月 日 男 女																																													
	免許の条件等 <small>(裏面記載の条件をすべて記載してください。)</small> <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;"> 無帽、正面上三分身(肩口まで写っている。)6ヶ月以内の免許証用写真をはるところ </div>																																													
	免許証番号 連絡先電話番号 自宅・勤務先・携帯																																													
免許の種類 <table border="1" style="font-size: x-small; text-align: center;"> <tr> <td>11</td><td>18</td><td>19</td><td>12</td><td>13</td><td>21</td><td>22</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>31</td><td>38</td><td>32</td><td>33</td><td>34</td> </tr> <tr> <td>大</td><td>中</td><td>準</td><td>普</td><td>大</td><td>大</td><td>普</td><td>小</td><td>原</td><td>け</td><td>大</td><td>中</td><td>普</td><td>大</td><td>け</td> </tr> <tr> <td>型</td><td>型</td><td>中</td><td>通</td><td>特</td><td>自</td><td>自</td><td>特</td><td>付</td><td>引</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>特</td><td>引</td> </tr> </table>	11	18	19	12	13	21	22	15	16	17	31	38	32	33	34	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け	型	型	中	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	特	引	公安委員会 適性判定印
11	18	19	12	13	21	22	15	16	17	31	38	32	33	34																																
大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け																																
型	型	中	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	特	引																																
住所等の異動届	フリガナ (新) 生年月日																																													
	(新) 氏 名 年 月 日																																													
	フリガナ																																													
	(新) 本籍、国籍等																																													
	(新) 住 所 東京都																																													
印 字 欄 この用紙は、コンピューター処理しますので折り曲げないでください。	再交付 運転免許証交付通知書 (引換書) 東京都公安委員会																																													
備 考 免許台帳の写真等と照合しますので再交付手続に時間がかかります。	1 この通知書では、運転できません。 2 裏面の注意事項をよく読んでください。 交付年月日 交付場所 [裏面] 殿 生年月日 照会番号 交付方法																																													
再交付免許証交付年月日 (未転入・後日交付等)																																														

備考 用紙の大きさは、縦 21 センチメートル、横 21 センチメートルとする。

(裏)

注 意 事 項

1 免許証は、申請した場所において、この通知書と引き換えに本人に交付します。

2 交付時間は、
午前8時30分から午後5時まで
です。

土曜日、日曜日、祝日、休日及び
年末年始は交付しません。

3 遺失等の免許証を発見したときは最寄りの試験場、警察署、交番又は駐在所に届け出てください。

手数料

作成者

--

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">経 由</div> 經由申請書・講習受講申請書		<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">性 別</div>			
東京都公安委員会		<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">年 月 日</div>			
フリガナ		生年月日	年 月 日生		
氏 名		連絡先電話番号	自宅・勤務先・携帯 (- -)		
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px 20px; margin: 10px 0;">手 数 料</div>					
(この線から下には記載しないでください。)					
講 習	<input type="checkbox"/> 申請時に受講 ・ 更新時講習免除 <input type="checkbox"/> 高齢者講習終了 <input type="checkbox"/> 特定任意高齢者講習終了 <input type="checkbox"/> 運転免許取得者教育終了 <input type="checkbox"/> その他()		講習済印		
適 性 検 査	運 動 能 力	適 ・ 否	聴 力	適 ・ 否	特記事項
視力試験官印	視 力		深 視 力	mm	深視 視野 試験官印
	裸 眼		1	mm	
	矯 正		2	mm	
左眼			3	mm	
右眼			平均	mm	
両眼			左	mm	
			右	mm	
			計	mm	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

適性検査結果・講習済通知書

年 月 日

公安委員会 殿

東京都公安委員会

印

下記の者について、

- 道路交通法第 101 条の 2 の 2 第 2 項の規定による適性検査の実施結果
- 東京都公安委員会が行う更新時講習を受けたものであること

を通知する。

記

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

(この線から下には記載しないでください。)

適性検査の結果	視力	左眼	矯正	有 ・ 無	視野	右	度	深視力	1	mm
		右眼	矯正	有 ・ 無		左	度		2	mm
	両眼	矯正	有 ・ 無	計	度	3	mm			
	条件を付する必要性の有無		聴力	有 ・ 無		特記事項				
		運動能力	有 ・ 無							

(免許証の写し)

年 月 日

殿

長

免許証交付変更示達書

あなたに対する行政処分が未執行のため、運転免許証の交付手続を変更しますので、次により出頭されるよう示達いたします。

出 頭 日 時		年 月 日 時	
出 頭 場 所			
免許証	交付年月日		
	照会番号		
取 扱 者 所 属・氏 名	免許試験場 警 察 署	階級 氏名	(印)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

通知()第 号
年 月 日

運転免許本部長殿

警察署長

運 転 免 許 証 返 納 送 付 書

免許証の返納があったので、次のとおり通知する。

番号	免許証氏名	免許証番号	返納事由 (簡記)	届出者氏名	届出者の連絡先 (住所又は電話)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

注 1 返納事由（簡記）欄は「再交付後発見」等と記載すること。

2 免許証氏名と届出者が同じ場合は、届出者氏名欄は「本人」と記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

ミシン目は切り離さないでください。

運転免許取消申請書 東京都公安委員会殿		年 月 日
取消しを受けようとする免許		
受 け たい 他 の 免 許		
フリガナ		生年月日
氏 名		性 別
		年 月 日 男 女
連絡先電話番号	自宅・勤務先・携帯 (— —)	
変更のある場合は、記入してください。	フリガナ	
	本籍・国籍等	
	住 所	東京都
注 1 この手続によって免許を取り消された方が、新たに免許を取得する場合は、はじめから運転免許の試験を受けることになります。 2 次に該当する方は、申請できません。 (1) 複数の免許を受けている場合で、申請に係る免許の上位を受けている場合 (2) 免許の取消しの基準に該当している場合 (3) 免許の効力が停止され、又は免許の効力が停止の基準に該当している場合 (4) 基準該当初心運転者に該当している場合		一部取消しの場合のみ、手数料が必要です。
(この線から下には記載しないでください。)		
印 字 欄	この用紙は、コンピューター処理しますので折り曲げないでください。	

運転免許証交付通知書
(引換書)
東京都公安委員会

○ この通知書では、運転できません。

ミシン目を折ったり切り切りはなさないでください。

交付年月日

交付場所

生年月日

照会番号

交付方法

殿

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第32

試験場長	課長		係長	主任
署長	副署長	課長	課長代理	

申請による運転免許の取消申請受理簿

(年 月 日分)

申請者		受理者		照会先等	備考
氏名		受理月日	年 月 日	年 月 日	全部・一部 登録番号
生年月日	(歳)	受理時間	時 分	時 分	
免許証番号		課・係 階級 氏名 印		運転免許本部免許管理課 階級 氏名	
免許種別					
申請理由					
申請者		受理者		照会先等	備考
氏名		受理月日	年 月 日	年 月 日	全部・一部 登録番号
生年月日	(歳)	受理時間	時 分	時 分	
免許証番号		課・係 階級 氏名 印		運転免許本部免許管理課 階級 氏名	
免許種別					
申請理由					
申請者		受理者		照会先等	備考
氏名		受理月日	年 月 日	年 月 日	全部・一部 登録番号
生年月日	(歳)	受理時間	時 分	時 分	
免許証番号		課・係 階級 氏名 印		運転免許本部免許管理課 階級 氏名	
免許種別					
申請理由					
申請者		受理者		照会先等	備考
氏名		受理月日	年 月 日	年 月 日	全部・一部 登録番号
生年月日	(歳)	受理時間	時 分	時 分	
免許証番号		課・係 階級 氏名 印		運転免許本部免許管理課 階級 氏名	
免許種別					
申請理由					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

運転免許の取消し申請手続委任状

(代理人)

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

委任者との関係

私は、私の運転免許の取消し（全部）を申請したいので、代理人に、運転免許の取消し（全部）の申請手続を委任します。

この申請により運転免許が取り消されると、再度、免許を取得する場合は、試験の一部免除などの特例はなく、適性試験、学科試験及び技能試験を受験し、合格しなければならないことを了解しました。

また、運転経歴証明書交付申請についても委任します。

〔 ※ 運転経歴証明書の交付申請について委任しない場合は、上記文言を二重線で消し、委任者印を押印してください。 〕

年 月 日

(委任者)

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生



通知 () 第 号
年 月 日

運 転 免 許 本 部 長 殿

長

死 亡 者 通 報 連 絡 票

(通報責任者 印)

死 亡 原 因	交通事故 交通事故以外の過失事件 殺人、傷害致死等事件 それ以外 ()											
本籍・国籍等	都・道 府・県	市・区 郡	町 村	番地	号							
住 所 (居 所)	都・道 府・県	市・区 郡	町 村	番地	号							
フリガナ							性別	男 ・ 女				
氏 名												
生 年 月 日	年 月 日生 (歳)											
免 許 証 番 号												
記 事 欄												

注 記事欄には、死亡年月日及び身元確認の方法等を簡記すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

運転経歴証明書申請受理・交付簿

受 理 番 号		第 号	
受 理 年 月 日		年 月 日	受理者
申請者	住 所		
	氏 名		
	連 絡 先 電 話 番 号	自 宅 勤務先 (- -) 携 帯	
	取 消 年 月 日	年 月 日	照会者 回答者
申 請 書 送 付 年 月 日		年 月 日	送付者
証 明 書 受 領 年 月 日		年 月 日	受領者
交 付 年 月 日		年 月 日	交付者
代 理 受 領 者		上記申請者の運転経歴証明書を代理人として受領いたしました。 年 月 日 住 所 申請者との続柄 氏 名 印	
備 考		1 受理番号は、所属ごとに暦年で番号を付すること。 2 受理者等の欄は、職員が取扱い等の都度、署名又は押印すること。また、回答者欄には運転免許本部の回答者を記載すること。 3 取消し申請と運転経歴証明書の交付を同時に行う場合には、照会者欄及び回答者欄を省略することができる。 4 代理受領者欄は、代理受領する場合に代理受領者に記載を求めること。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

通知()第 号
年 月 日

運転免許本部長殿

警察署長

運 転 経 歴 証 明 書 返 納 送 付 書

運転経歴証明書の返納があったので、次のとおり通知する。

番号	経歴証明書 氏 名	経歴証明書番号	返 納 事 由 (簡 記)	届出者氏名	届出者の連絡先 (住所又は電話)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

注 1 返納事由欄（簡記）は「再交付後発見」等と記載する。

2 免許証氏名及び届出者の氏名が同じ場合は、届出者氏名欄は「本人」と記載する。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

<h2 style="margin: 0;">国外運転免許証交付申請書</h2>							
年 月 日							
東京都公安委員会 殿							
申請者氏名							
フリガナ				男	生		
氏名				女	年	月	日
フリガナ							
住所	東京都						
出生地	都道府県	連絡先	電話番号 (自宅・勤務先・携帯)				
国外運転免許証の申請区分 ○で囲んでください	A (二輪)	B (普通)	C	D (大型)	E (けん引)		
パスポート番号							手数料
渡航先							
渡航期間							
渡航目的 該当する項目を ○で囲んでください	1 公務 業務 2 観光 3 留学(研究) 公演 4 その他						
(この線から下には記載しないでください)							

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

年 月 日

運 転 免 許 本 部 長 殿

試験場長
警察署長

運 転 免 許 申 請 書 等 送 付 書

種 別	交 付 年 月 日	照 会 番 号 等	件 数
更 新		～	
新 規		～	
併 記		～	
失 効		～	
再 交 付			件
限定解除審査			件
記 載 事 項 変 更 届	道 府 県 か ら 転 入		件
	都 内 用		件

注 記載事項変更届欄については、試験場のみ記載のこと。

備 考 欄	
-------	--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

通知 () 第 号
年 月 日

運転免許本部長殿

警察署長

運転免許業務取扱結果報告書 (月分)

更新	優良運転者講習	一般運転者講習		違反運転者講習	初回更新者講習	講習免除										
						高齢者講習	その他									
							()									
							()									
失効	免許種別	大型	中型	準中型	普通	大特	自二(種別)	小特	原付	け引	大二	中二	普二	大特二	け引二	
							()									
								()								
								()								
								()								
								()								
								()								
再交付	申請者数					申請理由	亡失・滅失・盗難					汚損・破損				
試験	新規	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	普自(小)	小特	原付					
		受験合格	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()				
		併記	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()				
	併記	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	普自(小)	小特	原付					
		受験合格	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()				
		併記	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()				
学科免除	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	普自(小)	け引							
	学科免除	()	()	()	()	()	()	()	()							
	同時併記	()	()	()	()	()	()	()	()							
限定解除	大型	中型	準中型	普通	大特	普自二	普二	小四	軽車							
	限定解除															
仮免許	大型	中型	準中型	普通	備考											
	受験															
	合格															

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

